

農林水産物の輸出額に占める生鮮農産物の割合

年	農林水産物の輸出額に占める 生鮮農産物の割合
平成17年	2.8%
18年	2.8%
19年	3.6%
20年	4.0%
21年	3.8%
22年	3.5%
23年	3.4%
24年	3.3%
25年	3.9%
26年	4.6%
27年	5.1%

(注) 生鮮農産物の範囲は、食肉、野菜及び果実
(関税分類上の第2類、第7類及び第8類)とし
た。

畜産をめぐる情勢

農林水産省
生産局畜産部畜産企画課

〈牛乳乳製品関係〉

- 飼養動向：乳用牛
- 最近の生乳需給をめぐる状況
- 生乳需給の推移
- 生乳需給の構造
- 28年度の酪農関係経営安定対策
- 生乳流通に係る経費

〈食肉鶏卵関係〉

- 飼養動向：肉用牛
- 牛肉の需給動向
- 牛枝肉卸売価格の推移
- 肥育牛対策の概要
- 肉用子牛価格の推移
- 28年度の肉用子牛対策の概要
- 飼養動向：豚
- 豚肉の需給動向
- 豚枝肉卸売価格の推移
- 養豚経営安定対策事業の概要
- 飼養動向：鶏（ブロイラー）
- 鶏肉の需給動向
- 鶏肉卸売価格の推移
- 飼養動向：鶏（採卵鶏）
- 鶏卵の需給動向
- 鶏卵卸売価格の推移
- 28年度の鶏卵生産者経営安定対策について

〈飼料関係〉

- 近年の飼料穀物の輸入状況
- 配合飼料価格に影響を与える要因の価格動向
- 配合飼料価格安定制度の概要
- 飼料自給率の現状と目標
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換
- その他
- 畜産関連の主な対策について（平成28年度）
- 畜産農家が利用できる主な融資制度について（平成27年度）
- 畜産・酪農の競争力の強化（平成28年度予算概算決定）

平成28年3月
農林水産省生産局畜産部

飼養動向：乳用牛

- ・飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移しており、27年は4.8%の減少。飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・一戸当たり経産牛飼養頭数は増加傾向で推移。
- ・経産牛一頭当たり乳量は22～23年度にかけては22年の猛暑の影響等により減少したが、24年度以降は毎年増加傾向で推移。

〇乳用牛飼養戸数・頭数等の推移

区分 / 年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
乳用牛飼養戸数(千戸)	26.6 (▲4.0)	25.4 (▲4.5)	24.4 (▲3.9)	23.1 (▲5.3)	21.9 (▲5.2)	21.0 (▲4.1)	20.1 (▲4.3)	19.4 (▲3.5)	18.6 (▲4.1)	17.7 (▲4.8)
うち成畜50頭以上層(千戸)	7.7	7.6	7.6	7.8	7.3	7.1	7.0	6.9	6.8	6.4
戸数シェア(%)	(29.3)	(30.4)	(31.4)	(34.1)	(33.7)	(34.1)	(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)
乳用牛飼養頭数(千頭)	1,636 (▲1.1)	1,592 (▲2.7)	1,533 (▲3.7)	1,500 (▲2.2)	1,484 (▲1.1)	1,467 (▲1.1)	1,449 (▲1.2)	1,423 (▲1.8)	1,395 (▲2.0)	1,371 (▲1.7)
うち成畜50頭以上層(千頭)	980	971	961	986	983	987	980	944	948	940
頭数シェア(%)	(60.8)	(61.9)	(63.8)	(66.7)	(67.3)	(68.5)	(68.9)	(67.8)	(69.7)	(70.4)
うち経産牛頭数	1,046	1,011	998	985	964	933	943	923	893	870
一戸当たり	全国	39.3	40.9	42.6	44.0	44.4	46.9	47.6	48.0	49.1
経産牛頭数(頭)	北海道	57.2	59.5	62.4	63.6	63.9	68.1	68.1	68.2	68.8
	都府県	30.8	31.5	32.5	33.2	33.6	34.9	35.9	36.2	37.3
経産牛一頭当たり	全国	7,867	7,988	8,012	8,088	8,047	8,154	8,198	8,316	-
乳量(kg)	北海道	7,849	8,032	8,046	8,027	8,046	8,017	8,056	8,216	-

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注：各年とも2月1日現在の数値である。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値である。

最近の生乳需給をめぐる状況

- ・ 生乳の生産量は、23年度は、東日本大震災の影響等により減少。24年度は、生産者が増産の取組を強化したことにより、前年比＋1.0%と7年ぶりに増加(都府県では16年ぶり)。しかしながら、25年度は、猛暑等により前年比▲2.1%の減少となり、26年度については、頭数の減少等により前年比▲1.6%の減少。27年度(4-2月)は、前年同期比＋1.1%の増加と回復傾向にあるところ。
- ・ 27年度(4-2月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比＋1.1%、乳製品向けは＋1.2%の増加(脱脂粉乳・バター等向けは＋6.6%、チーズ向け▲7.1%、クリーム等向け▲1.7%)。
- ・ 27年度(4-2月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比＋0.4%、はっ酵乳は＋7.2%の増加、乳飲料は▲2.1%の減少。

○ 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (4-2月)
生産量	753 (▲1.3)	761 (＋1.0)	745 (▲2.1)	733 (▲1.6)	676 (＋1.1)
北海道	389 (▲0.1)	393 (＋0.9)	385 (▲2.1)	382 (▲0.7)	356 (＋2.0)
都府県	364 (▲2.5)	368 (＋1.0)	360 (▲2.1)	351 (▲2.4)	320 (＋0.1)
牛乳等向け処理量	408 (▲0.7)	401 (▲1.8)	396 (▲1.1)	391 (▲1.4)	363 (＋1.1)
乳製品向け処理量	339 (▲1.9)	354 (＋4.5)	343 (▲3.2)	336 (▲1.9)	308 (＋1.2)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	163 (▲9.2)	175 (＋6.9)	160 (▲8.1)	154 (▲4.1)	147 (＋6.6)
うちチーズ向け	47 (▲0.4)	46 (▲1.5)	48 (＋4.0)	46 (▲3.3)	39 (▲7.1)
うちクリーム等向け	125 (＋7.3)	128 (＋2.1)	130 (＋1.6)	132 (＋2.0)	119 (▲1.7)

○ 牛乳等の生産量の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (4-2月)
飲用牛乳等	3,659 (▲1.6)	3,547 (▲3.1)	3,502 (▲1.3)	3,455 (▲1.3)	3,187 (＋0.4)
牛乳	3,086 (＋1.2)	3,047 (▲1.2)	3,026 (▲0.7)	2,995 (▲1.0)	2,772 (＋0.8)
加工乳・ 成分調整牛乳	574 (▲14.3)	500 (▲12.9)	476 (▲4.8)	461 (▲3.2)	415 (▲2.2)
乳飲料	1,297 (＋6.7)	1,345 (＋3.7)	1,366 (＋1.5)	1,322 (▲3.2)	1,193 (▲2.1)
はっ酵乳	896 (＋7.0)	988 (＋10.3)	1,006 (＋1.8)	1,006 (▲0.0)	982 (＋7.2)

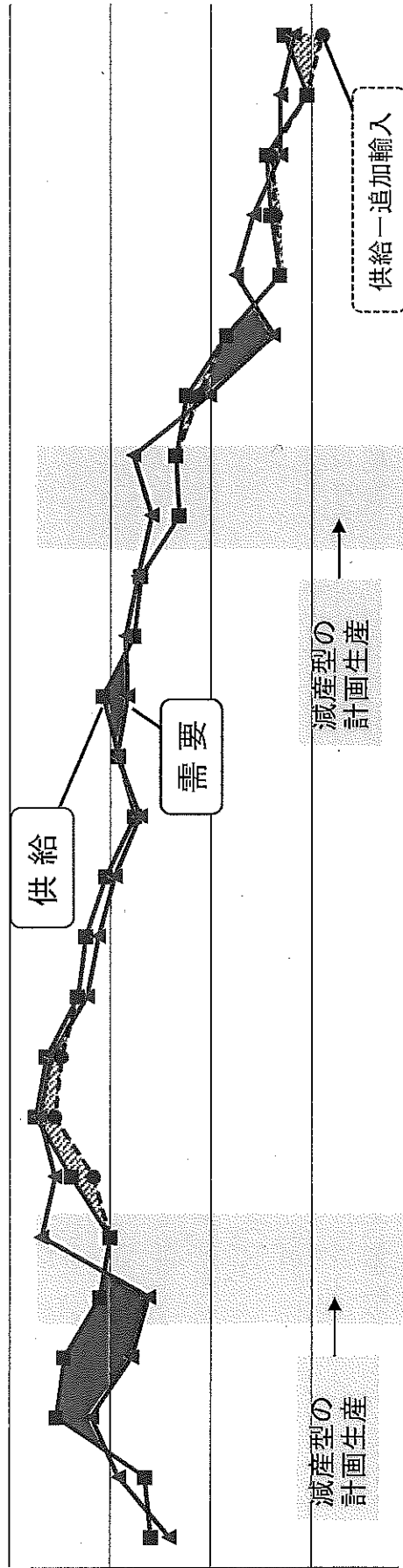
資料：農林水産省「牛乳製品統計」(独)農畜産業振興機構「指定生乳生産者団体の受託販売生乳数量等(速報)」
 (一社)中央酪農会議「用途別販売実績」(22～25年度のチーズ向け)
 * 26年度のチーズ向け処理量の対前年比は参考値

資料：農林水産省「牛乳製品統計」

生乳需給の推移

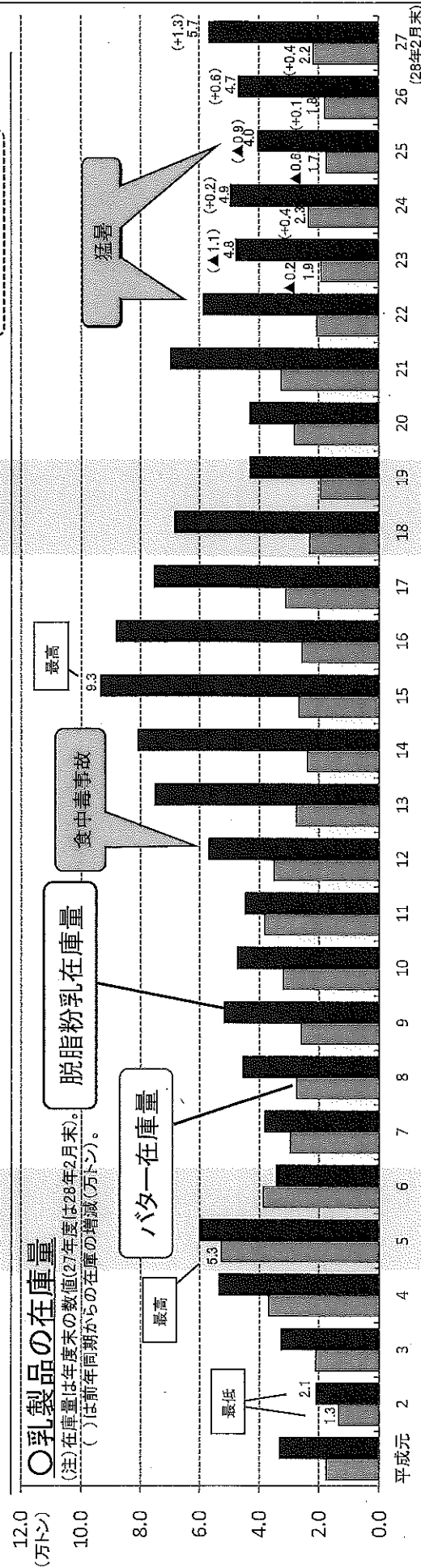
- 我が国の生乳需給は、天候の変動（冷夏や猛暑）や国際乳製品市況の変動等の影響を受け、不安定化。近年は、国内生乳生産量の減少により、不足傾向にあるところ。
- 25年度は、猛暑や頭数の減少等により生乳生産が伸び悩んだことから、バター、脱脂粉乳ともに在庫量が減少。
- 26年度は、バター、脱脂粉乳の追加輸入を行ったこと等から、在庫量は、年度当初に比べバター、脱脂粉乳ともに増加。
- 27年度（4-2月）は、生乳生産量が北海道を中心に増加傾向にあることから、在庫量は、バター、脱脂粉乳ともに増加。

○生乳の需要と供給



○乳製品の在庫量

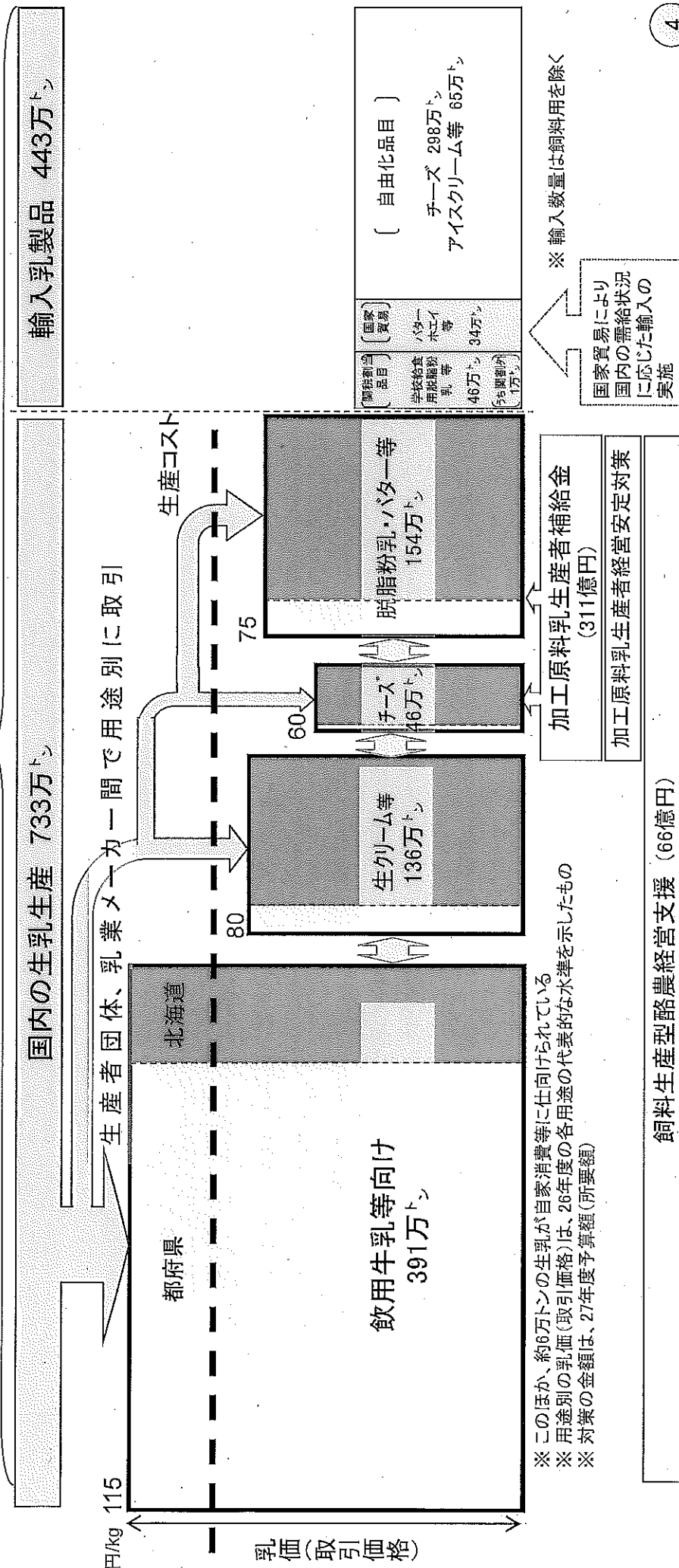
(注) 在庫量は年度末の数値(27年度は28年2月末)。
()は前年同期からの在庫の増減(万トン)。



生乳需給の構造

- ・生乳は、他の農産物と異なり、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整が不可欠。
- ・輸入品と競合しない飲用牛乳向け生乳（都府県中心）は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- ・乳製品向け生乳（北海道中心）は、乳製品に加工することで保存が利き、需給調整の役割を果たしているが、輸入品との競合に晒されるため支援が必要。
- ・現行の制度は、乳製品向け生乳に対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っているところ。

26年度総供給量1,172万トン(速報値)(生乳換算) ※在庫増加量の4万トンを差し引いている

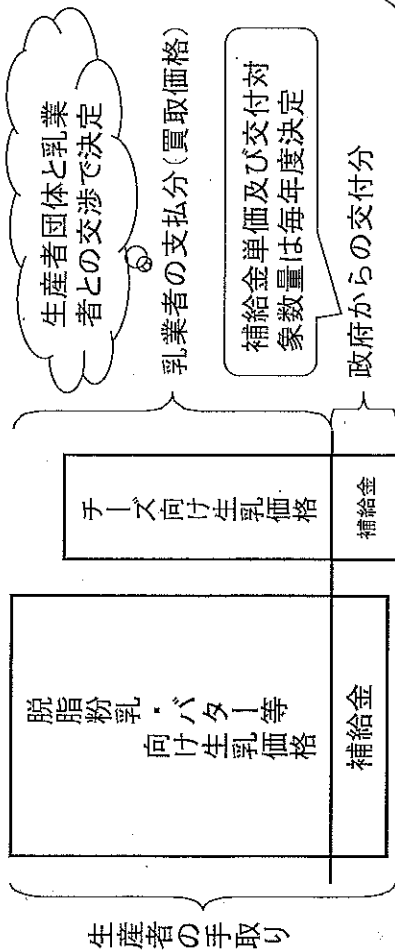


28年度の酪農関係経営安定対策等

加工原料乳生産者補給金制度 (306億円)

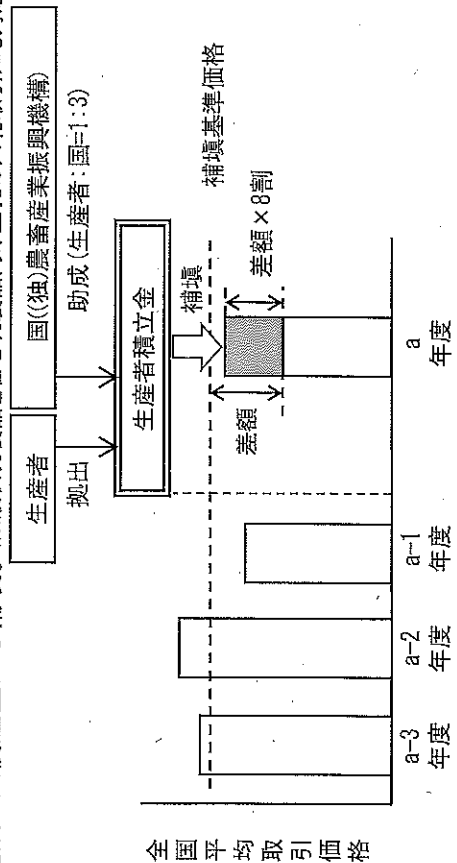
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

28年度: 脱脂粉乳・バター等向け: 単価12.69円/kg、交付対象数量: 178万トン
チーズ向け: 単価15.28円/kg、交付対象数量: 52万トン



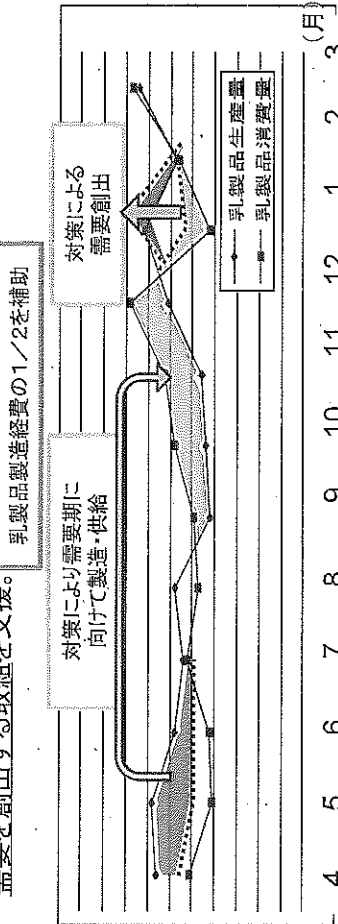
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。(※液状乳製品を含む乳製品向け生乳の入札取引にも対応)



国産乳製品供給安定対策事業 (3億円)

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組を支援。



飼料生産型酪農経営支援事業 (68億円)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積(耕種農家へ栽培委託している面積や二期作・三毛作の面積を含む。)に応じた交付金を交付。また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付を拡大した面積に応じて、追加交付金を交付。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

飼料作付面積1ha当たり 15千円
飼料作付の拡大面積1ha当たり 45千円(追加交付金30千円)

酪農経営支援総合対策事業 (40億円)

酪農生産基盤の確保・強化のための取組を支援。

○ 主な支援対象メニュー

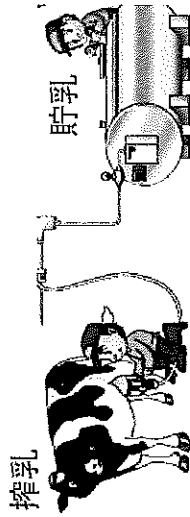
- ・ 子牛の損耗防止・発育向上対策、飼料の分析・設計等
- ・ 後継者を対象に初妊牛導入、簡易牛舎の整備、畜舎の増改築
- ・ 暑熱ストレス低減のための技術指導や関連資材購入
- ・ 酪農ヘルパー人材の確保・育成、傷病時等(研修等の参加時を含む。)の利用料金を軽減するための互助基金制度等
- ・ 牛群検定に加入する都府県の酪農家を対象に優良な乳用牛導入
- ・ 生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・補改修等

生乳流通に係る経費

- ・ 広域化した指定団体の下、錯綜していた集送乳ルート of 合理化や集乳の一元化等により、集送乳コストの低減に取り組んできたが、

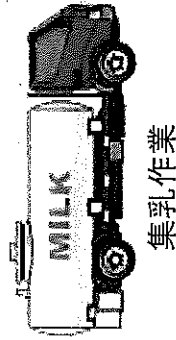
- ① 燃油高騰や輸送事業者の人件費の上昇等に加え、
- ② 酪農家戸数の減少による農家の点在化や乳業工場の再編等から、近年集送乳コストは上昇傾向。

酪農家(搾乳、貯乳)



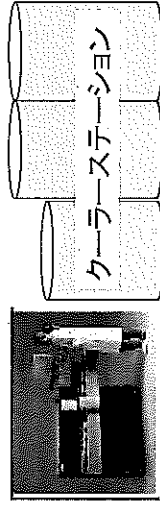
貯乳

農協等(集乳)



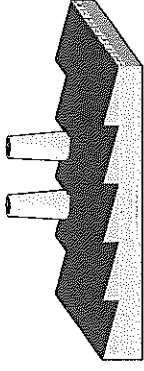
集乳作業

指定団体(生乳検査、送乳)

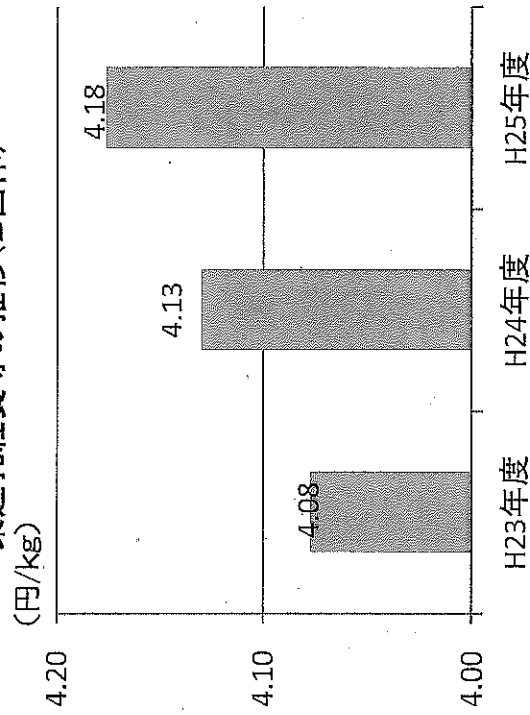


クーラーステーション

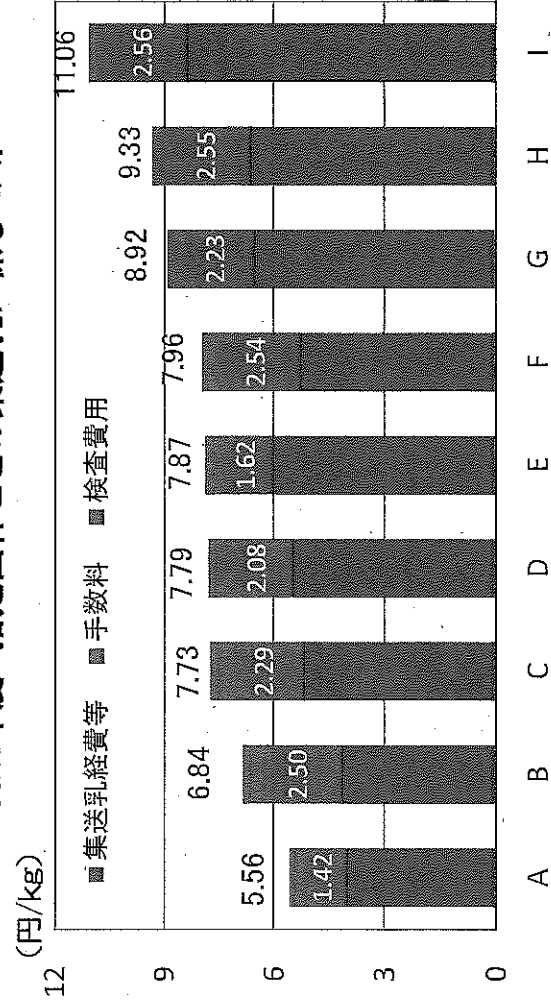
乳業工場



集送乳経費等の推移(B団体)



H24年度 指定団体ごとの集送乳に係るコスト



資料: 牛乳乳製品課調べ

注: 指定団体、県会員及び孫会員の経費を含む。付加金等是不含。また、クーラーステーション経費は、集送乳経費等に含まれている。

飼養動向：肉用牛

- ・ 飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向で推移し、27年は5.4%の減少。
- ・ 飼養頭数は、18年以降、緩やかに増加傾向であったが、22年以降減少に転じ、27年は3.0%減少。
- ・ 飼養戸数、飼養頭数とも減少しているものの、肥育牛を中心に一戸当たり飼養頭数は増加傾向。
- ・ 子取り用めす牛の飼養頭数は、22年をピークに減少しているものの、27年は減少幅が縮小。

○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

区 分	年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
肉用牛	戸 数 (千戸)	85.6	82.3	80.4	77.3	74.4	69.6	65.2	61.3	57.5	54.4
	(対前年増減率)	(▲4.5)	(▲3.9)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.8)	(▲6.5)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)	(▲5.4)
	頭 数 (千頭)	2,755	2,806	2,890	2,923	2,892	2,763	2,723	2,642	2,567	2,489
	(対前年増減率)	(0.3)	(1.9)	(3.0)	(1.1)	(▲1.1)	(▲4.5)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲2.8)	(▲3.0)
うち 子取用 めす牛	1戸当たり(頭)	32.2	34.1	35.9	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6	45.8
	戸 数 (千戸)	73.4	71.1	69.7	66.6	63.9	59.1	56.1	53.0	50.0	47.2
	頭 数 (千頭)	622	636	667	682	684	668	642	618	595	580
	1戸当たり(頭)	8.5	8.9	9.6	10.2	10.7	11.3	11.4	11.7	11.9	12.3
うち 肥育牛	戸 数 (千戸)	17.7	16.7	16.5	16.8	15.9	15.2	14.3	13.5	13.1	11.6
	頭 数 (千頭)	1,768	1,801	1,837	1,842	1,812	1,718	1,702	1,663	1,623	1,568
	1戸当たり(頭)	99.9	107.9	111.3	109.6	114.0	113.0	119.0	123.2	123.9	135.2

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

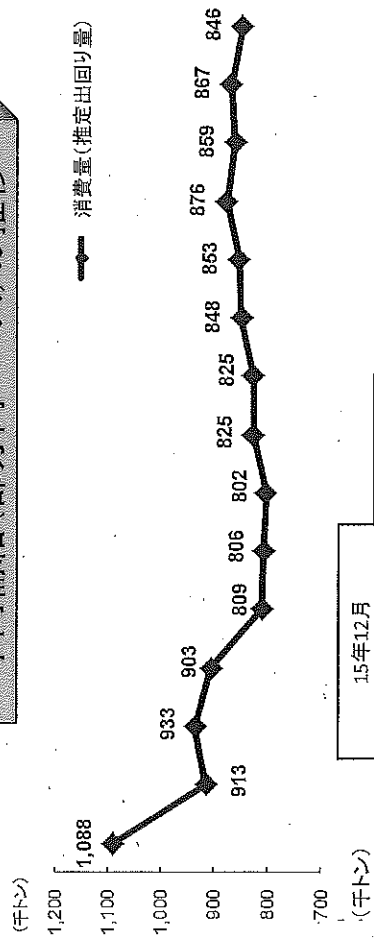
注1：子取用めす牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

注2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

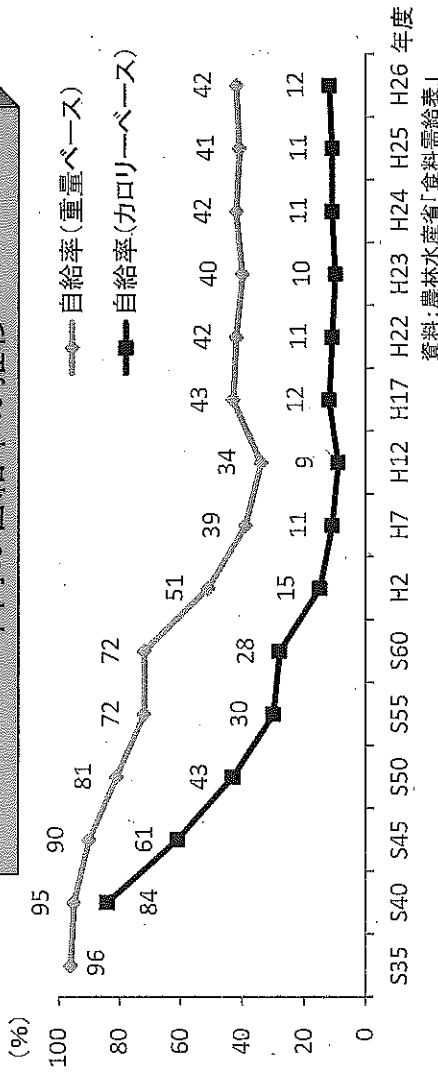
牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量(推定出回り量)は、我が国や米国でのBSEの発生後、大幅に減少したが、近年は概ね横ばいで推移。
- 国内生産量は35万トン前後で推移。
- 牛肉の自給率(重量ベース)は、近年40%台で推移。

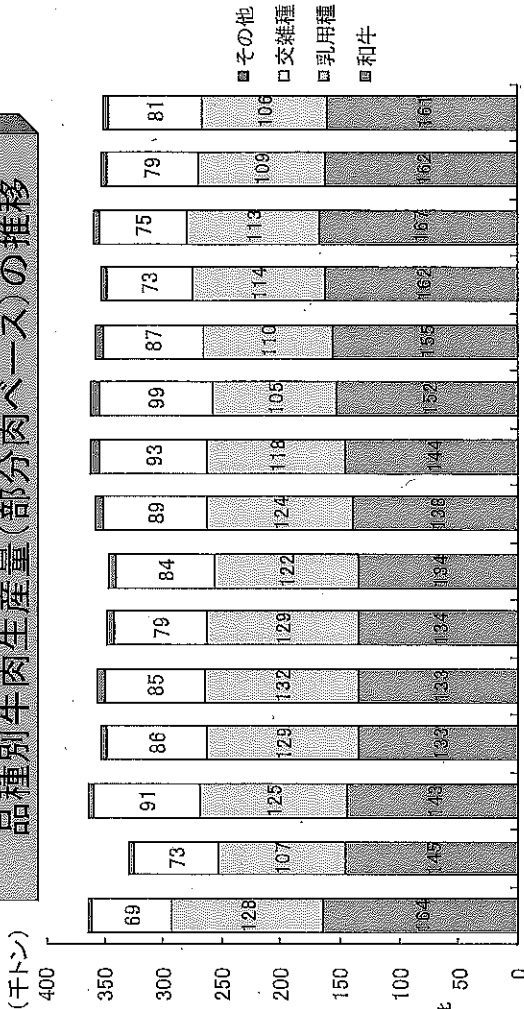
牛肉需給(部分肉ベース)の推移



牛肉の自給率の推移



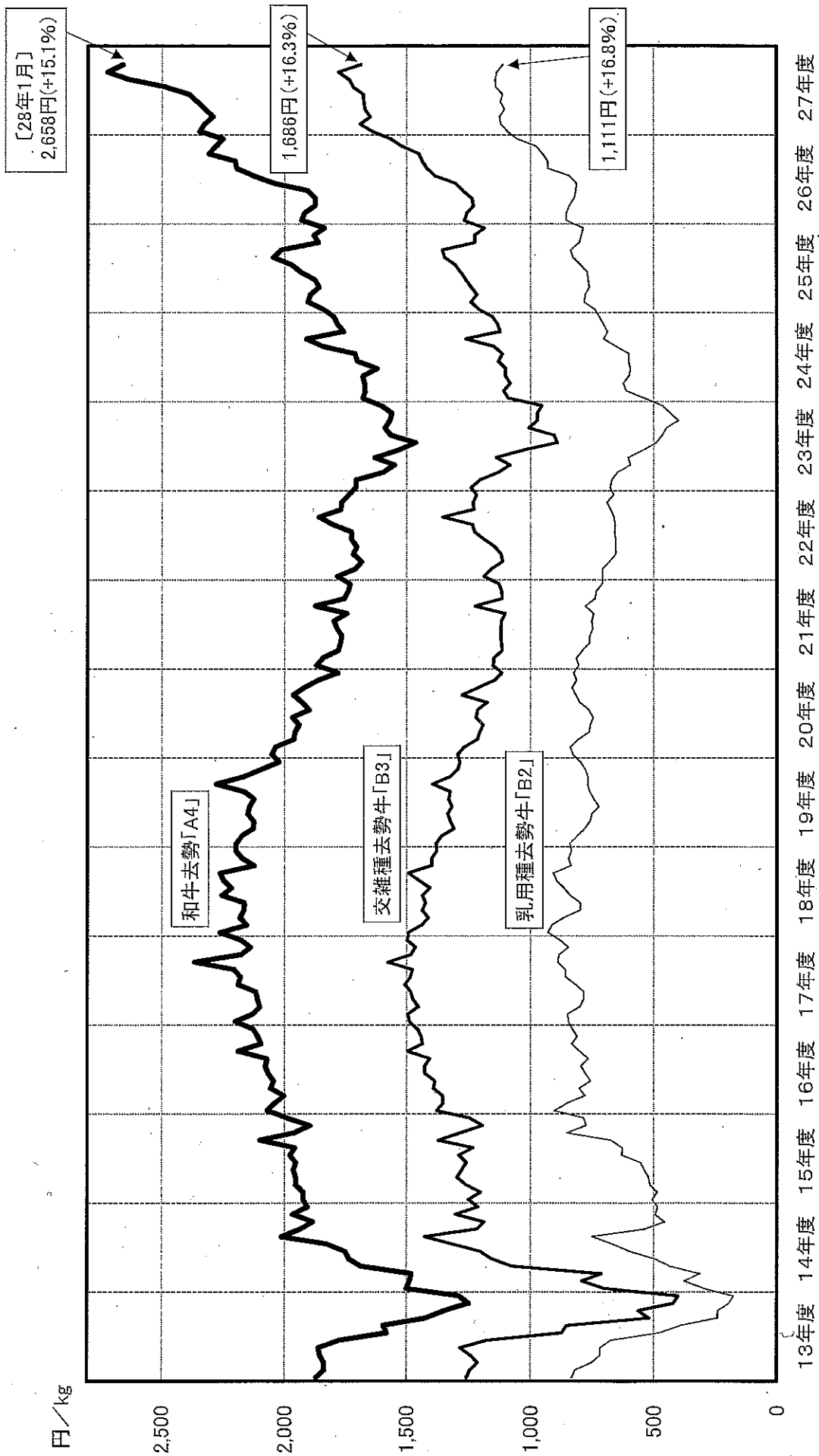
品別別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料: 農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「日本貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注: 推定出回り量=生産量+輸入量-前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 牛枝肉卸売価格は、景気の低迷等を背景として、19年度第4四半期以降、特に価格の高い去勢和牛の枝肉価格が低下。
- 23年度は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から低下傾向で推移したが、23年度後半からは上昇に転じ、25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。

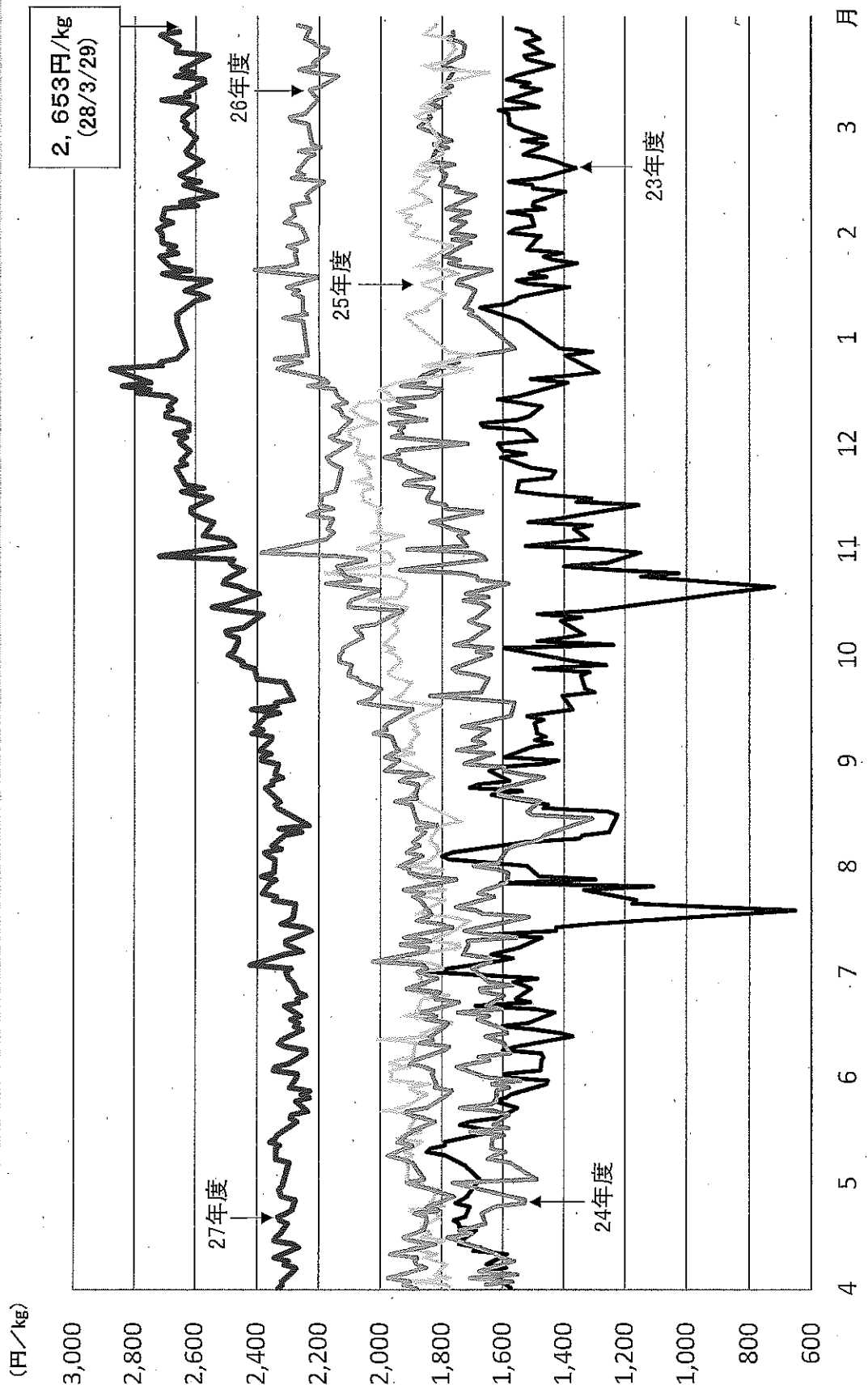


資料: 農林水産省「食肉流通統計」

注: ()内は対前年同月比

牛枝肉卸売価格(東京市場・和牛去勢全規格)の推移

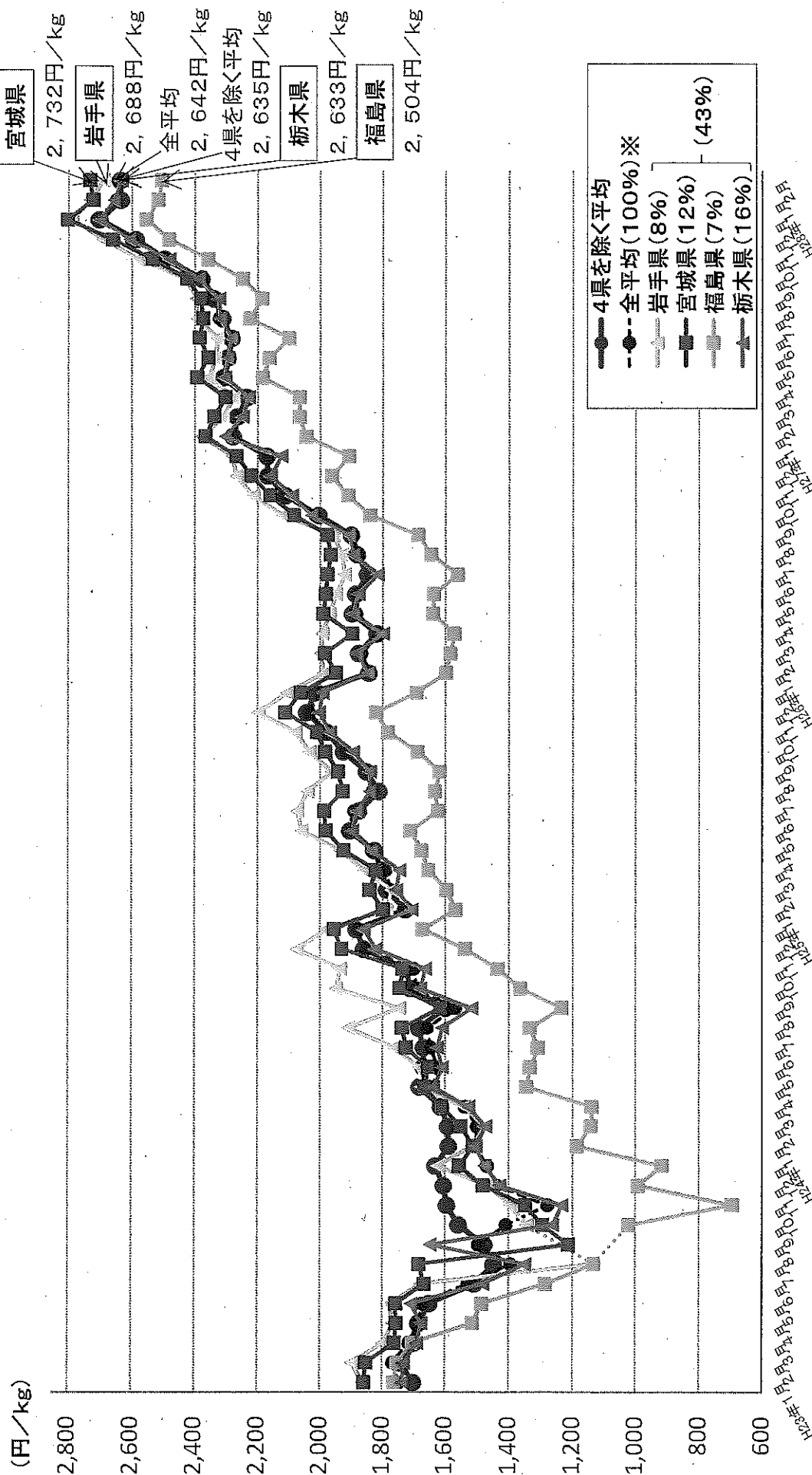
- ・ 23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から低迷したが、23年度後半からは上昇に転じ、25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ・ 最近では、全国的にと畜頭数が減少していることを背景に需給が引き締まっており、26年度後半から高水準で推移。



資料: 農林水産省調べ

最近の東京市場における牛枝肉卸売価格(和牛去勢全規格平均)の推移

- ・ 23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、出荷制限4県を中心に価格が低下したが、23年度後半からは回復傾向で推移し、25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ・ ただし、福島県産については、なお全国平均よりも低い水準。



資料:農林水産省調べ

価格は生体及び搬入(瑕疵除く)。

※ ()内は東京市場全体の和牛去勢全規格の取引頭数に占める各県産の頭数割合(H27年)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。(当面は月ごと(原則は四半期ごと)に算定。)
- ・ 地域算定をモデル的に実施できることとしており、平成25年度から、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県が実施してきたが、平成27年度から、大分県も追加実施することとなったところ。

《事業内容》

- ①積立割合：生産者：国＝1：3
 ②補填金：1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
 ③対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
 ④対象者：肥育牛生産者(大企業は除く)

《27年度》

1頭当たりの積立金 (うち生産者積立金)
 肉専用種 40千円/頭 (10千円/頭)
 交雑種 100千円/頭 (25千円/頭)
 乳用種 68千円/頭 (17千円/頭)

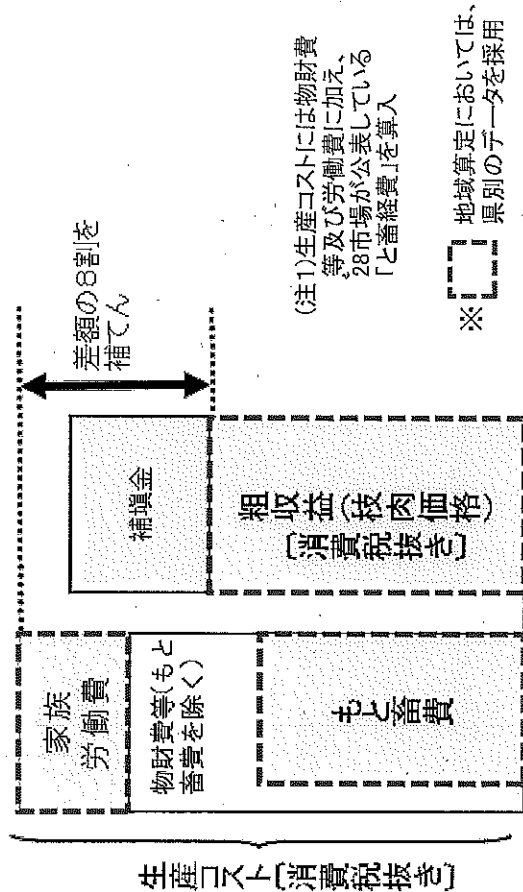
《26年度》

72千円(18千円)
 120千円(30千円)
 80千円(20千円)

(※) モデル実施県は地域算定を行う品種について別途設定

《27年度所要額》

869億円



平成25～27年度補填金単価(単位：円/頭)

	25年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉専用種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	3,800	7,300	2,700	17,400	14,200	—	—	—	—	—	13,200
福岡県	—	—	—	—	4,300	—	—	—	—	19,500	—	5,200
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,300
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	19,200	17,100	—	—	—	—	—	—	—	17,000	18,800	23,000
鹿児島県	10,200	—	—	9,600	12,600	—	—	—	—	17,100	14,300	12,200
交雑種	38,700	33,900	35,200	65,400	62,800	53,500	40,000	14,200	6,900	40,700	47,400	60,000
乳用種	63,900	56,000	45,700	43,200	48,600	45,500	41,700	41,400	45,300	42,600	51,900	61,300

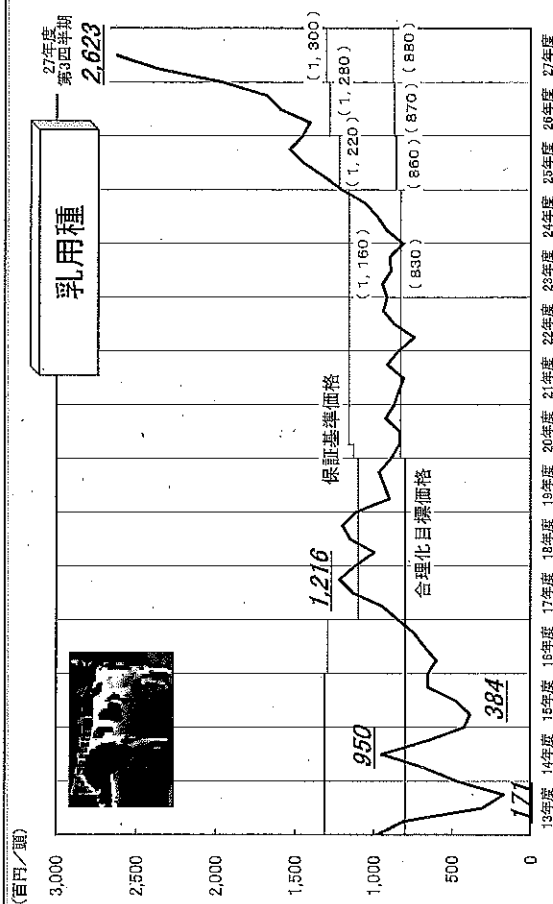
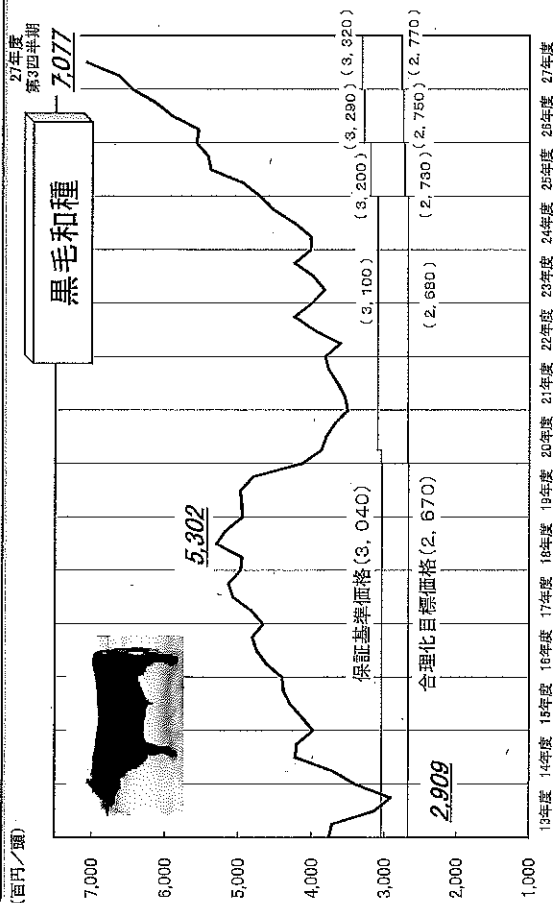
	26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉専用種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	8,700	17,300	2,900	—	—	—	—	—	—
福岡県	—	—	7,000	24,300	43,100	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	10,100	24,300	43,000	6,300	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	1,900	17,500	27,200	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	55,500	55,200	21,000	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	3,100	20,400	45,500	23,200	—	—	—	—	—	—
交雑種	36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400	22,200	29,600	25,700	3,200	—
乳用種	44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200	48,500	54,800	61,900	63,600	57,100

	27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉専用種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	—	—	—	3,800	—	—	—	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交雑種	—	—	10,600	18,500	—	2,300	—	—	—	—	—	—
乳用種	28,800	24,700	12,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—

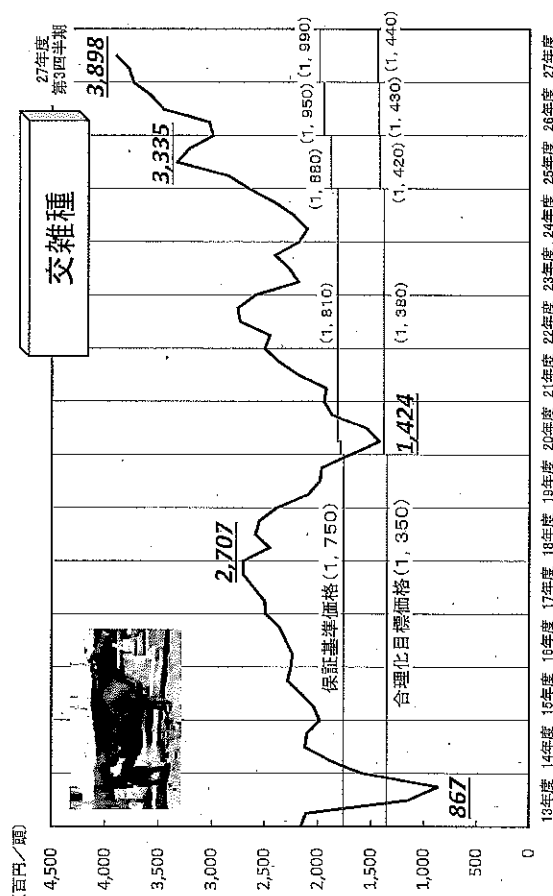
(注2) ()は概算。確定値と概算の差額を四半期の最終月の補填金交付の際に精算として交付。

肉用子牛價格の推移

- ・ 肥育もと牛となる肉用子牛の取引価格は、各品種とも平成13年度の国内BSEの発生等の影響により大きく下落したが、その後、回復傾向で推移。
- ・ 平成19年度以降は、枝肉価格の低下に伴い低下したが、子取り用めす牛の減少により子牛の分娩頭数が減少したことに加え、枝肉価格が上昇したことから、24年度以降は、肉用子牛価格も上昇。



(附/出單)



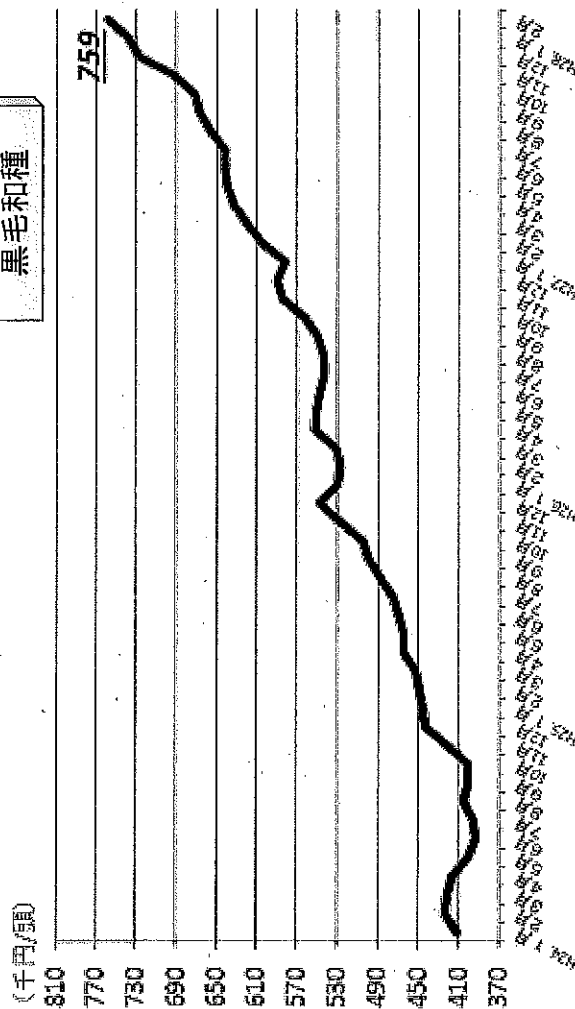
平成25～27年度補填金額(単位:円/票)

[illegible][illegible]

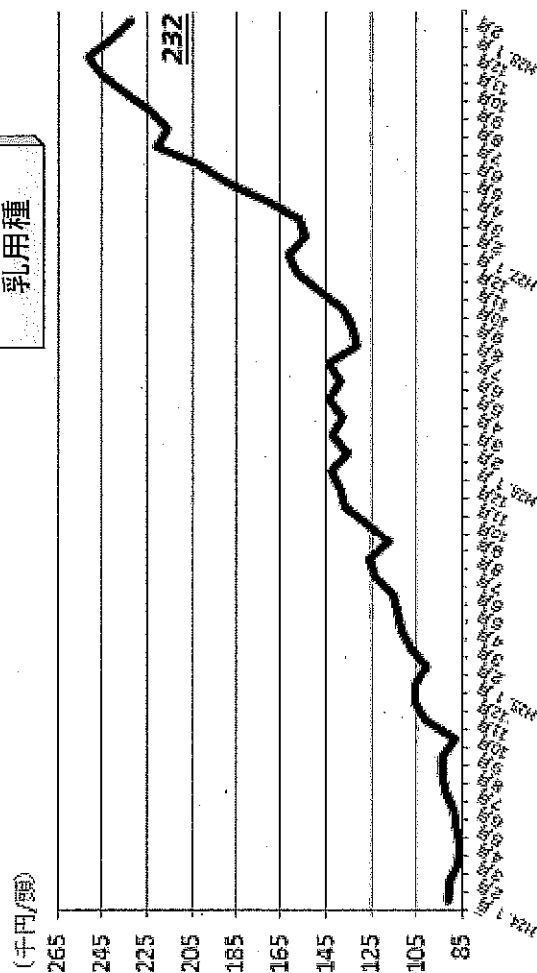
最近の肉用子牛価格の推移(月毎)

- ・ 平成24年度の肉用子牛価格は、例年と同様5、6月頃に、翌年末の牛肉需要期の出荷に向けた子牛購買意欲が一段落して低下したが、秋以降は景気の回復による枝肉価格の上昇等もあり、上昇。
- ・ 平成25年度は、枝肉価格の上昇に加え、子牛の取引頭数が減少傾向にあること等から上昇し、平成26年度以降も高値で推移。

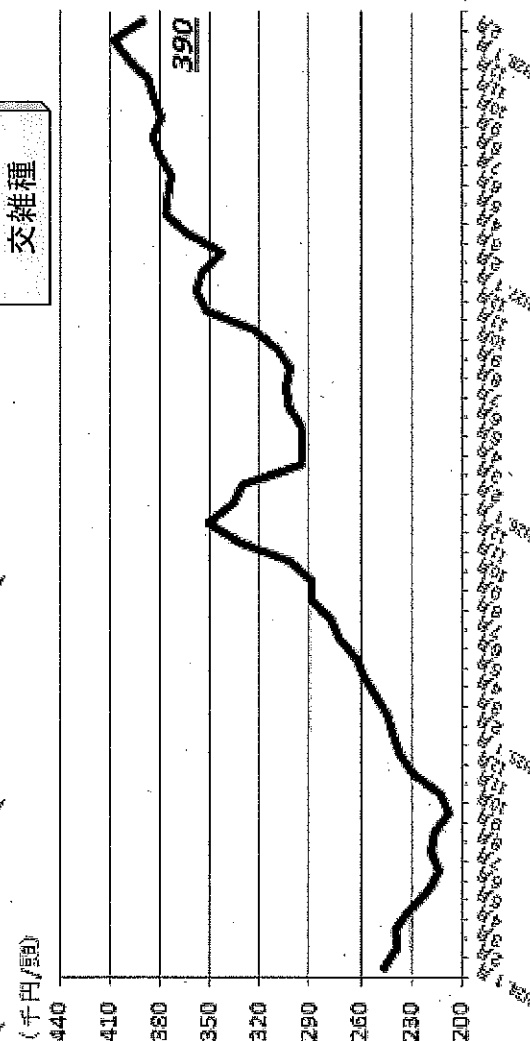
黒毛和種



乳用種



交雑種



データ：(独)農畜産業振興機構

28年度の肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。
- ・ また補給金制度を補完し、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付(肉用牛繁殖経営支援事業)。

45万円/頭(黒毛)

肉用牛繁殖経営支援事業

所要額:169億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種
- 【45万円】 【41万円】 【29万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定

33万7千円/頭(黒毛)

肉用子牛生産者補給金制度

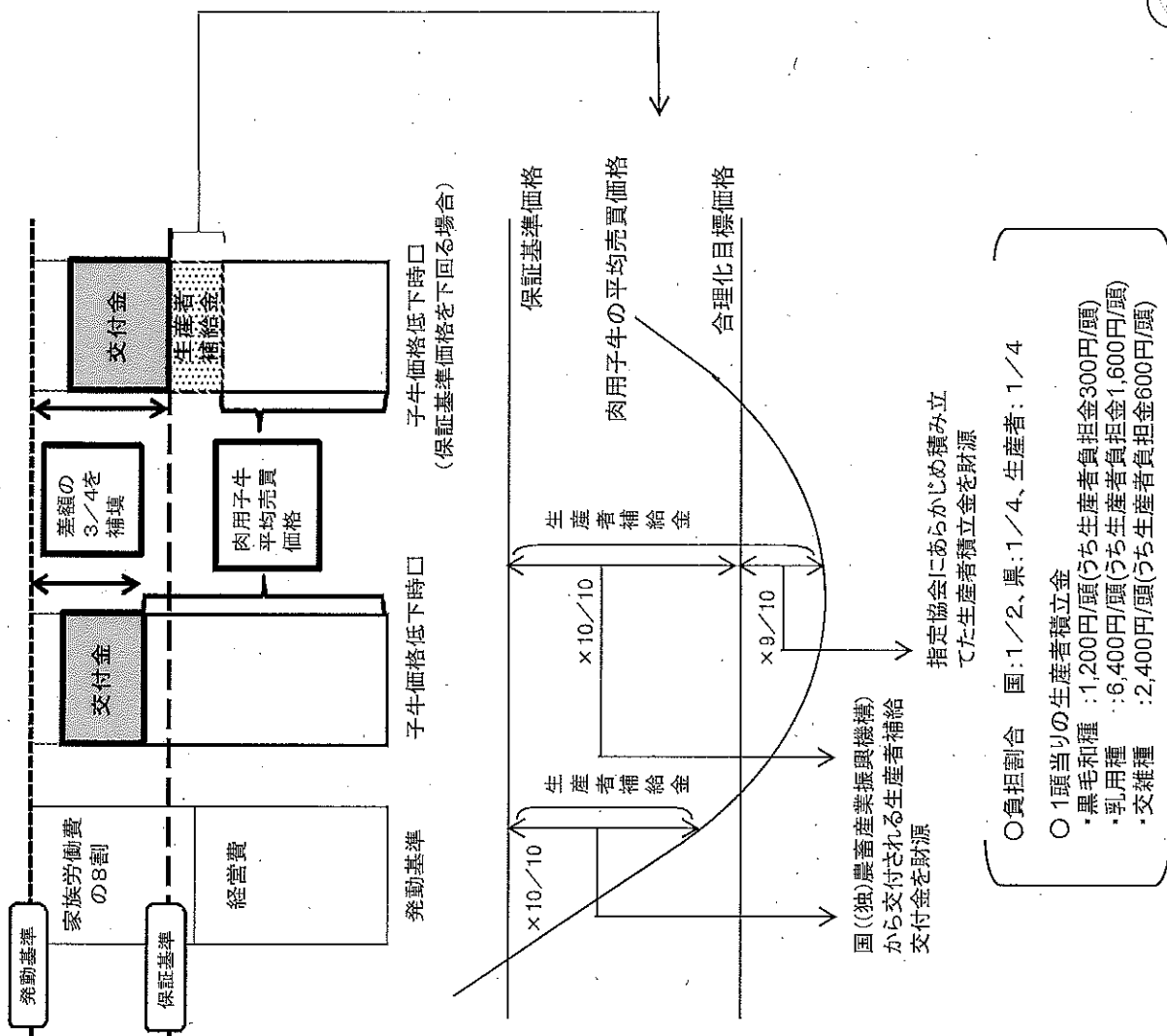
所要額:203億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種、
- 【337千円】 【307千円】 【220千円】
- ④乳用種、⑤交雑種
- 【133千円】 【205千円】

法律の目的

「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して...独立行政法人農畜産業振興機構に...生産者補給金等の交付業務を行わせる...」



飼養動向：豚

- ・ 飼養戸数は、小規模飼養者層を中心に年率1割を超える割合で減少してきたが、近年、減少率は鈍化し、26年は5.4%減。
- ・ 飼養頭数は、15年はBSE発生による豚肉需要の増加に支えられ、大規模飼養者層における規模拡大等によりやや増加したが、16年以降は増減を繰り返しており、23年以降はやや減少。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は着実に増加。

○豚飼養戸数・頭数の推移

(各年2月1日現在)

区分 / 年	16	18	19	20	21	23	24	25	26
飼養戸数(千戸)	8.9 (▲5.8)	7.8 (▲12.2)	7.6 (▲3.2)	7.2 (▲4.2)	6.9 (▲4.7)	6.0 (▲12.8)	5.8 (▲2.8)	5.6 (▲4.6)	5.3 (▲5.4)
うち肥育豚千頭以上層(千戸)	2.0 (27.2)	2.0 (30.7)	2.0 (31.0)	2.1 (33.7)	2.1 (34.2)	2.0 (37.0)	2.0 (38.7)	1.9 (38.4)	1.9 (40.7)
戸数シェア(%)									
飼養頭数(千頭)	9,724 (0.0)	9,620 (▲1.1)	9,759 (1.4)	9,745 (▲0.1)	9,899 (1.6)	9,768 (▲1.3)	9,735 (▲0.3)	9,685 (▲0.5)	9,537 (▲1.5)
うち子取用雌豚(千頭)	918 (▲1.3)	907 (▲1.1)	915 (0.9)	910 (▲0.5)	937 (2.9)	902 (▲3.7)	900 (▲0.2)	900 (0.0)	885 (▲1.6)
うち肥育豚千頭以上層(千頭)	6,874 (74.7)	7,232 (79.0)	7,379 (79.7)	7,500 (80.8)	7,833 (82.3)	8,022 (84.8)	7,974 (84.9)	8,007 (85.5)	7,980 (86.4)
頭数シェア(%)									
一戸当たり平均									
飼養頭数(頭)	1,095.0	1,233.3	1,292.6	1,347.9	1,436.7	1,625.3	1,667.0	1,738.8	1,809.7
一戸当たり平均									
子取用雌豚頭数(頭)	118.1	133.8	139.5	145.6	158.0	176.5	183.7	194.7	206.4

資料：農林水産省「畜産統計」

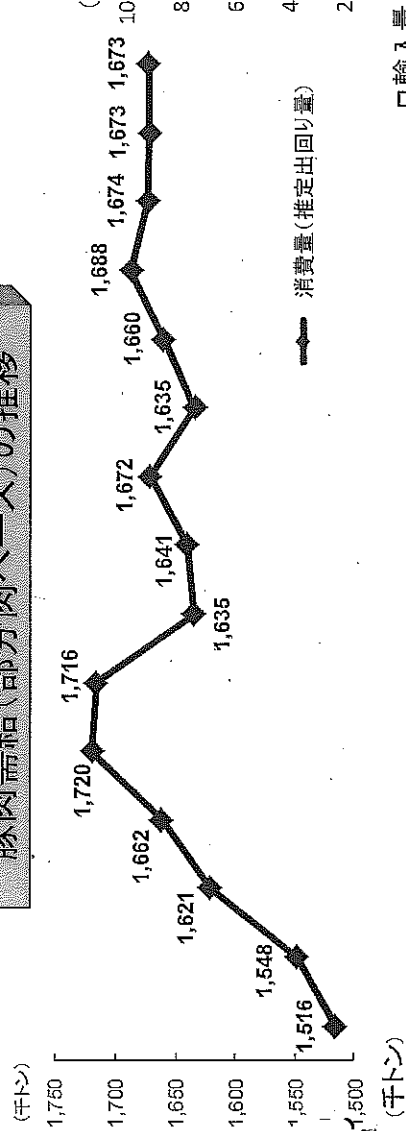
注：17年、22年及び27年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、18年及び23年の()内の数値は、それぞれ16年、21年との比較である。

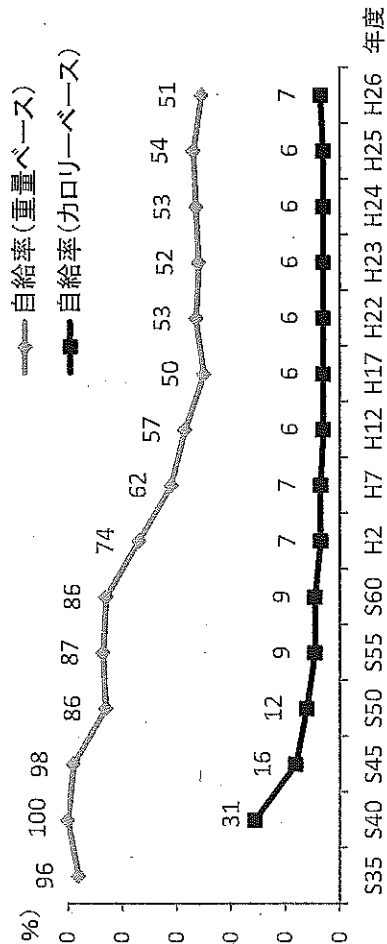
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量(推定出回り量)は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により16年度まで増加。
- 18年度は代替需要が概ね一巡したこと等から減少し、その後は増加傾向で推移したが、近年は概ね横ばいで推移。

豚肉需給(部分肉ベース)の推移

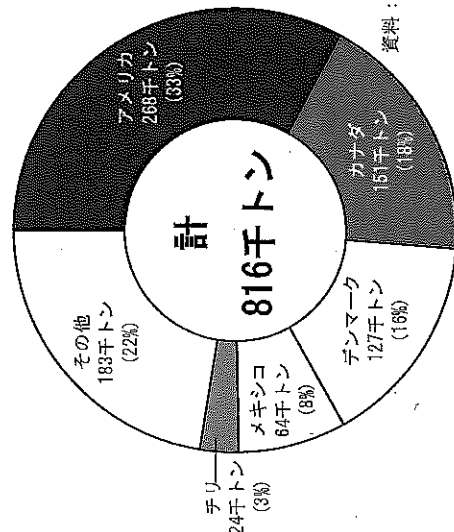


豚肉の自給率の推移

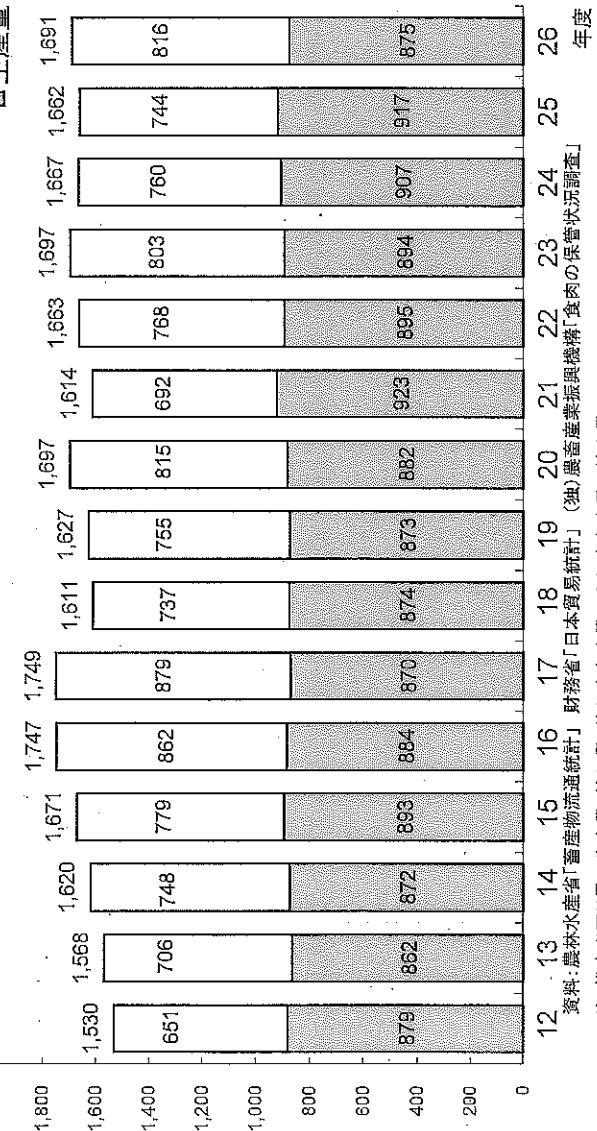


資料：農林水産省「食料需給表」

国別輸入量(部分肉ベース)平成26年度



資料：財務省「日本貿易統計」



資料：農林水産省「畜産物流通統計」 財務省「日本貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

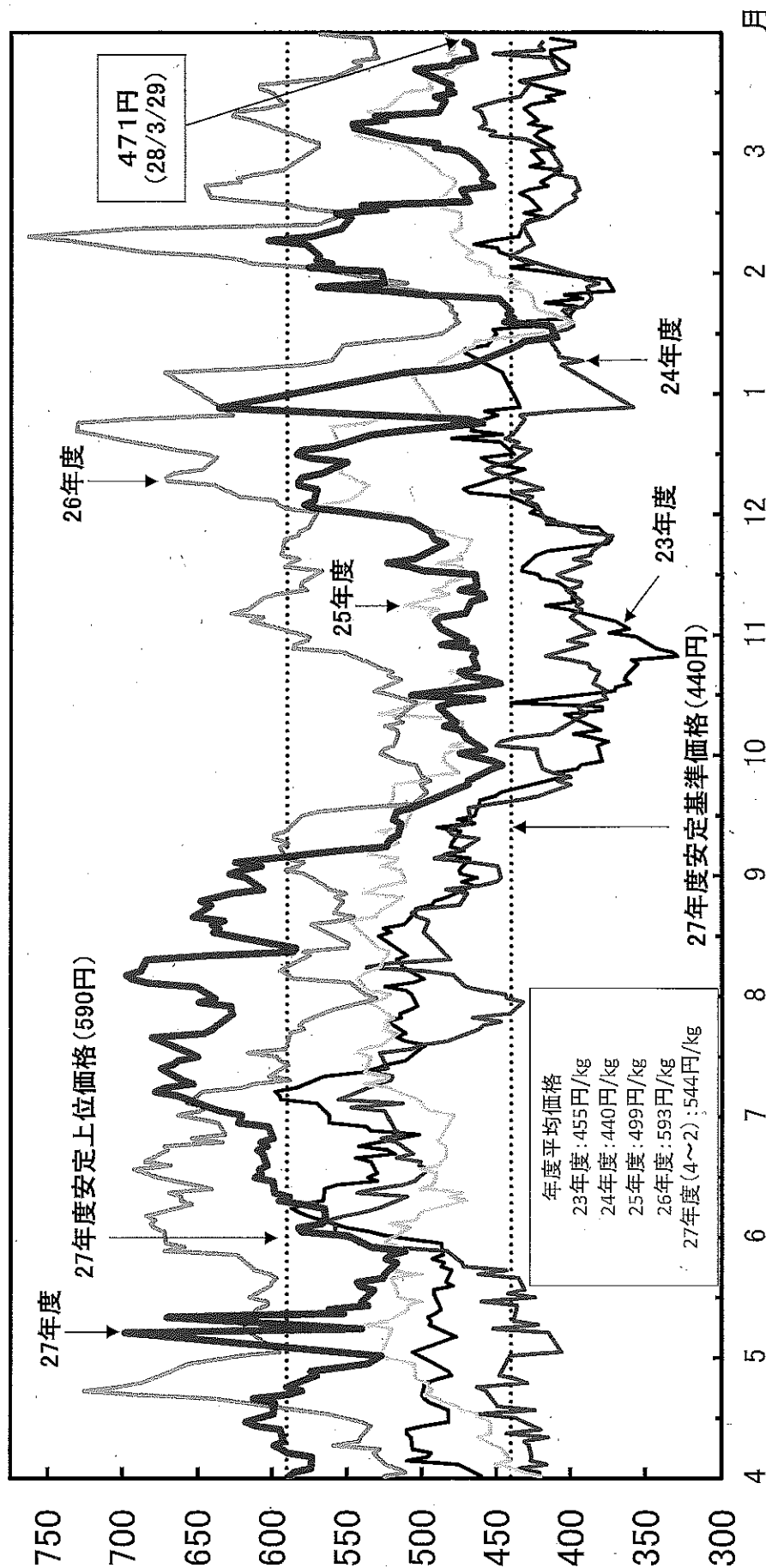
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量－前年度在庫量－輸出品

豚枝肉卸売価格(省令価格)の推移

- ・ 23年度は、9月から11月にかけて出荷頭数の増加により前年度を下回って推移したが、その後、例年並みに回復。
- ・ 24年度は、概ね例年同様に推移したが、年度平均価格は出荷頭数の増加により前年度を下回った(前年比96.7%)。
- ・ 25年度は、5月以降は低下傾向で推移し、7月以降は例年を上回って推移した。
- ・ 26年度は、前年度の猛暑の影響、国内PED発生の影響等によって出荷頭数が減少したことから、例年を上回って高水準で推移した。
- ・ 27年度前半は、出荷頭数の減少等を背景に、例年をかなり上回って推移した。後半は、出荷頭数が前年度のPEDによる影響から回復傾向にあり、年度前半に比べ低下しているものの、概ね例年を上回って推移している。

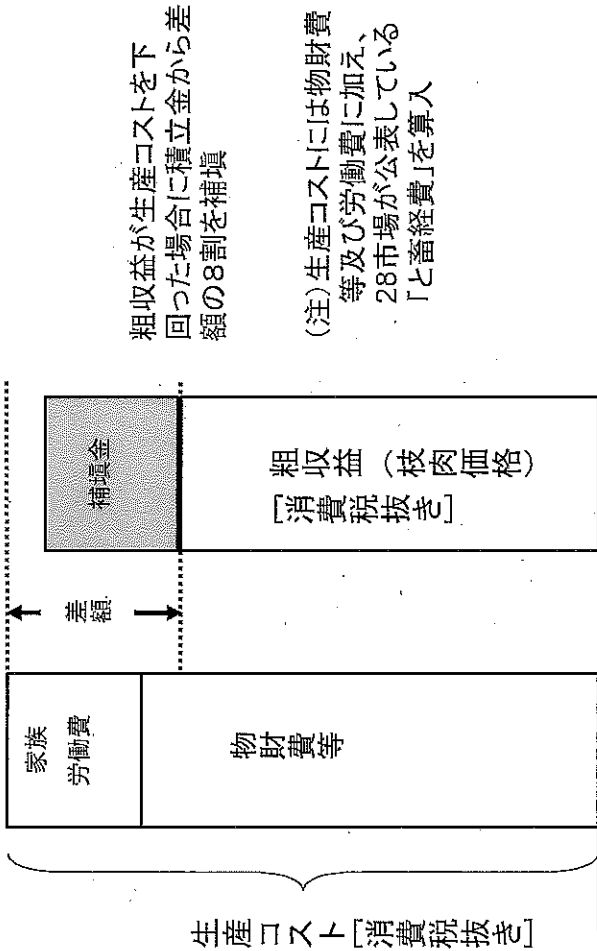
(円/kg)

※ 省令価格：東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



養豚経営安定対策事業(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填。粗収益と生産コストは四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。
(平成22～24年度は、四半期ごとに枝肉価格と保証基準価格の差額の8割を補填。)
- ・ 平成25年度より、一部推計値を用いて概算払を実施。



《事業の内容》

① 積立割合 生産者：国＝1：1

② 補填割合 粗収益と生産コストとの差額の8割

③ 対象者 養豚経営者(耕畜連携、エコフイードの活用等の取組に努めようとする者(大企業は除く))

《1頭当たり積立金》 《うち生産者負担金》

27年度 1,400円/頭 (700円/頭)

《27年度所要額》 100億円

平成23～27年度補填金単価(単位：円/頭)

	平成23年度		平成24年度			平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第1～3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1～4四半期	第1～3四半期
補填金単価	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

飼養動向：鶏(ブロイラー)

- ・ 25年から統計が変わったことから、21年以前の数値とは接続しないものの、傾向として、飼養戸数は、近年、小規模飼養者層を中心に減少で推移。26年は1.7%減。飼養羽数は、増減を繰り返す推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は着実に増加し、特に大規模層(年間出荷羽数50万羽以上)のシェアは拡大傾向。

○ブロイラー飼養戸数・羽数の推移

区分／年	16	17	18	19	20	21	25	26
飼養戸数(戸)	2,778	2,652	2,590	2,583	2,456	2,392	2,420	2,380
(対前年増減率)	(▲2.1)	(▲4.5)	(▲2.3)	(▲0.3)	(▲4.9)	(▲2.6)	(—)	(▲1.7)
飼養羽数(千羽)	104,950	102,277	103,687	105,287	102,987	107,141	131,624	135,747
(対前年増減率)	(1.2)	(▲2.5)	(1.4)	(1.5)	(▲2.2)	(4.0)	(—)	(3.0)
出荷戸数(戸)	3,240	3,120	3,065	2,991	2,925	—	2,440	2,410
うち50万羽以上層(戸)	157	170	185	194	203	—	225	230
戸数シェア(%)	(4.8)	(5.4)	(6.0)	(6.5)	(6.9)	—	(9.2)	(9.5)
出荷羽数(千羽)	589,957	606,898	621,820	622,834	629,766	—	649,778	652,441
うち50万羽以上層(千羽)	179,296	195,529	211,470	217,617	225,436	—	270,778	270,971
羽数シェア(%)	(30.4)	(32.2)	(34.0)	(34.9)	(35.8)	—	(41.7)	(41.5)
一戸当たり平均								
飼養羽数(千羽)	37.8	38.6	40.0	40.8	41.9	44.8	54.4	57
一戸当たり平均								
出荷羽数(千羽)	182.1	194.5	202.9	208.2	215.3	—	266.3	270.7

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」

注1：飼養戸数及び羽数は各年2月1日

2：21年までは畜産物流通統計、25年は畜産統計における調査となっており、21年以前の数値とは接続しない。

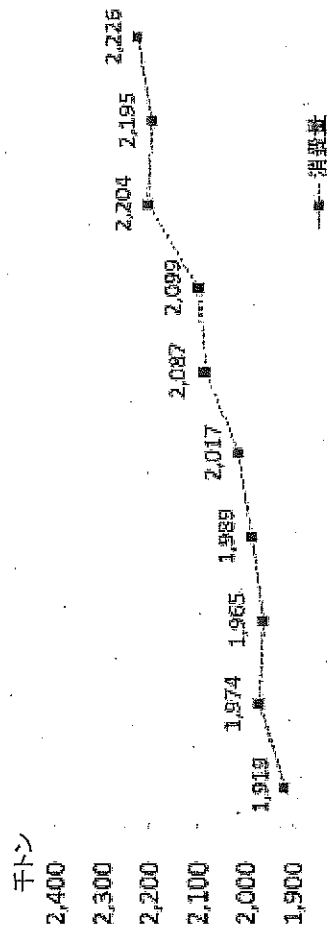
3：25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

4：平成27年は、世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

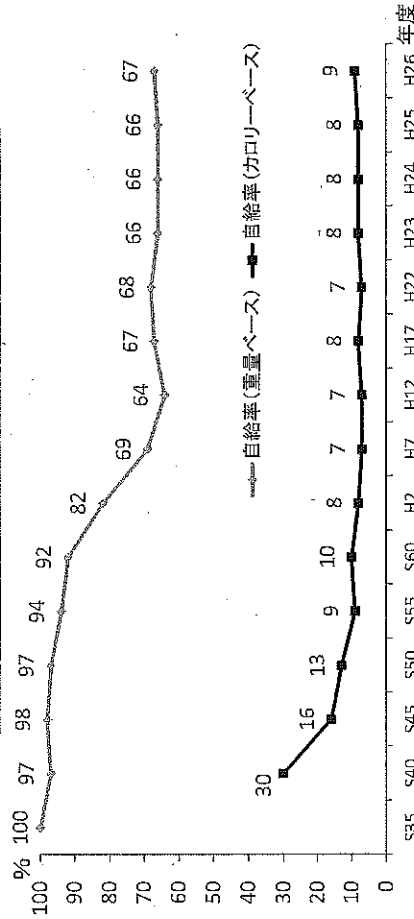
鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の低価格志向や健康志向等を背景に、増加傾向で推移しており、26年は過去最高となった。
 - 生産量は、消費が好調なことから、増加傾向で推移しており、26年は過去最高となった。
 - 輸入量は、国内消費量の3割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジルである。
- なお、26年度は、25年12月に輸入停止措置(16年1月～)が解除されたことから、タイ産の輸入量が増加した。

鶏肉需給の推移(調製品を含む)

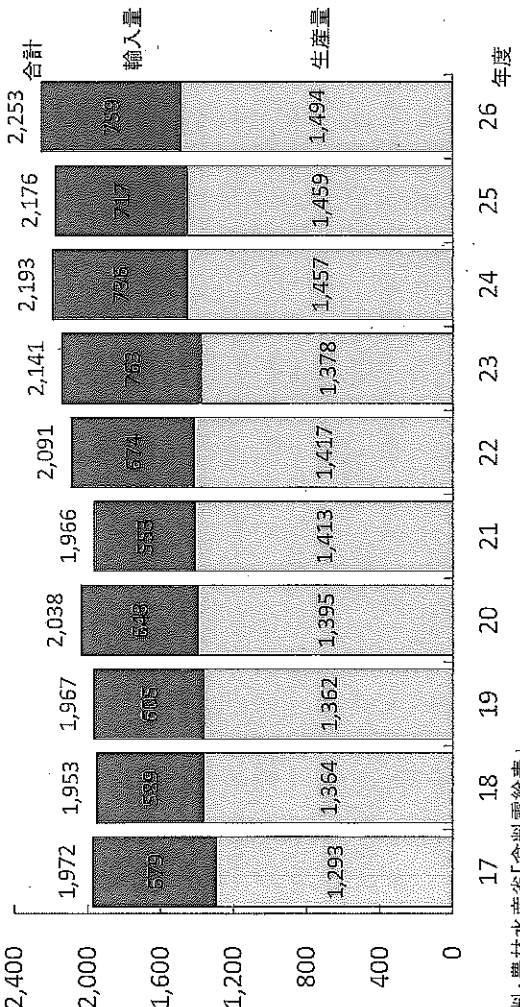


鶏肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注1:21年度以降は年次ベース
注2:26年度は概算値

鶏肉輸入量の推移



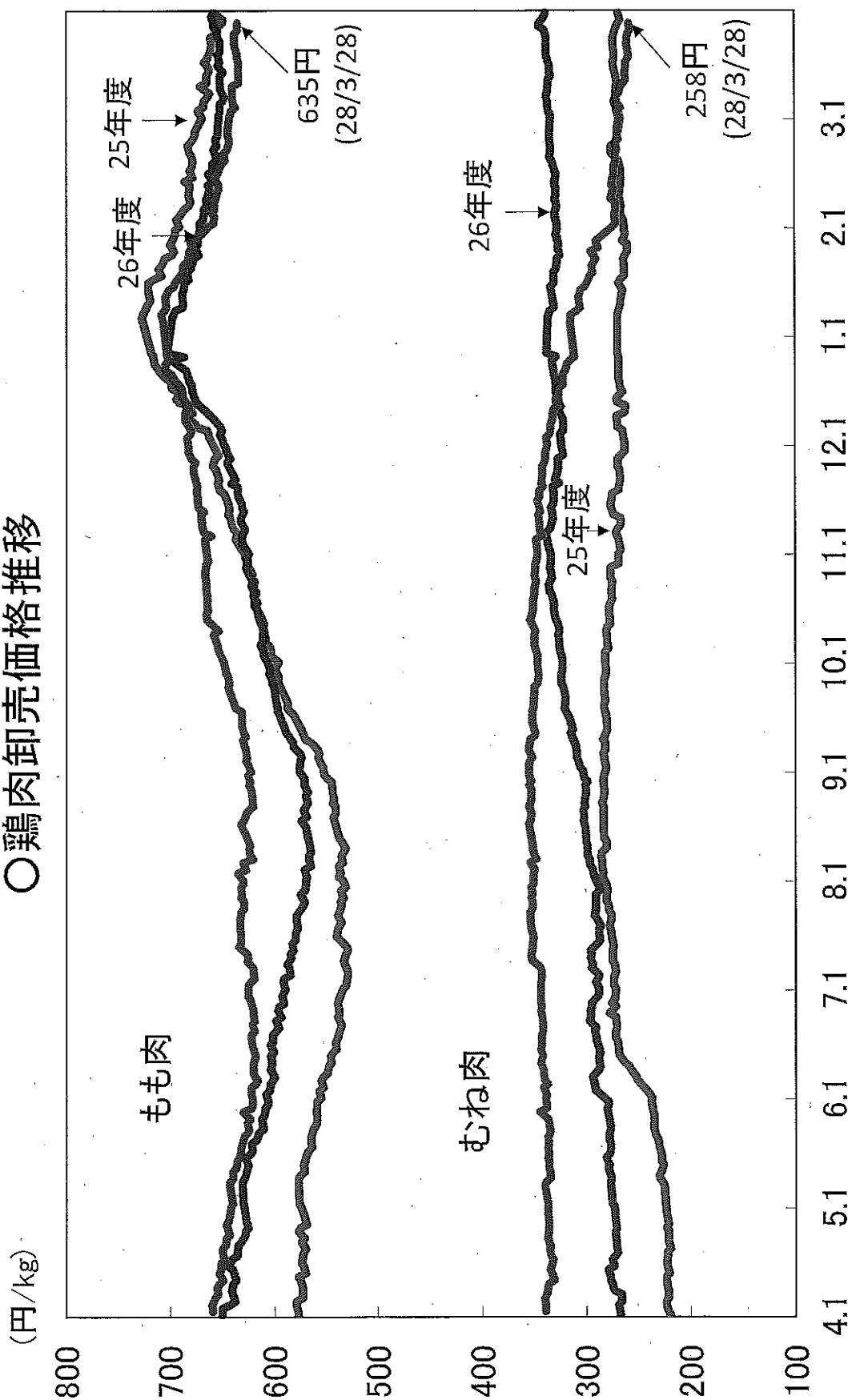
資料：農林水産省「食料需給表」
注1:21年度以降は年次ベース
注2:消費量は、「生産量+輸入量-在庫の増加量」により推計

資料：財務省「貿易統計」
注：調製品は含まない

鶏肉卸売価格の推移

- ・もも肉価格は、夏場の不需要期に向けて価格が低下し、年末の需要期に向けて価格が上昇する傾向がある。
- ・また、日本では、もも肉に対する消費者の嗜好が高く、むね肉に比べて2～3倍高い価格水準となっている。
- ・もも肉・むね肉いずれの価格も、消費者の国産志向や健康志向の高まり等を背景に、25年度以降は、比較的高水準に推移している。

○鶏肉卸売価格推移



資料：農林水産省統計部調べ

飼養動向：鶏（採卵鶏）

- ・ 飼養戸数は、近年、小規模飼養者層を中心に年率4～6%の割合で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は、平成11年以降減少傾向で推移したが、20年は増加したが、20年以降、再び減少。一戸当たり飼養羽数は、着実に増加。

○ 採卵鶏飼養戸数・羽数の推移

(各年2月1日現在)

区分 / 年	16	18	19	20	21	23	24	25	26
飼養戸数(戸)	4,090 (▲5.8)	3,600 (▲12.0)	3,460 (▲3.9)	3,300 (▲4.6)	3,110 (▲5.8)	2,930 (▲5.8)	2,810 (▲4.1)	2,650 (▲5.7)	2,560 (▲3.4)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	348	352	365	356	350	336	327	328	324
戸数シェア(%)	(9.3)	(10.7)	(11.6)	(11.9)	(12.4)	(12.5)	(12.8)	(13.5)	(14.0)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	137,216 (▲0.1)	136,894 (▲0.2)	142,765 (4.3)	142,523 (▲0.2)	139,910 (▲1.8)	137,352 (▲1.8)	135,477 (▲1.4)	133,085 (▲1.8)	133,506 (0.3)
うち10万羽以上層(千羽)	74,359	82,260	88,453	91,543	91,001	90,083	90,314	91,556	93,476
羽数シェア(%)	(54.5)	(60.1)	(62.0)	(64.3)	(65.2)	(65.7)	(66.8)	(68.8)	(70.0)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	33.5	38.0	41.3	43.2	45.0	46.9	48.2	50.2	52.2

資料：農林水産省「畜産統計」

注1：種鶏のみの飼養者を除く。

注2：数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値である。

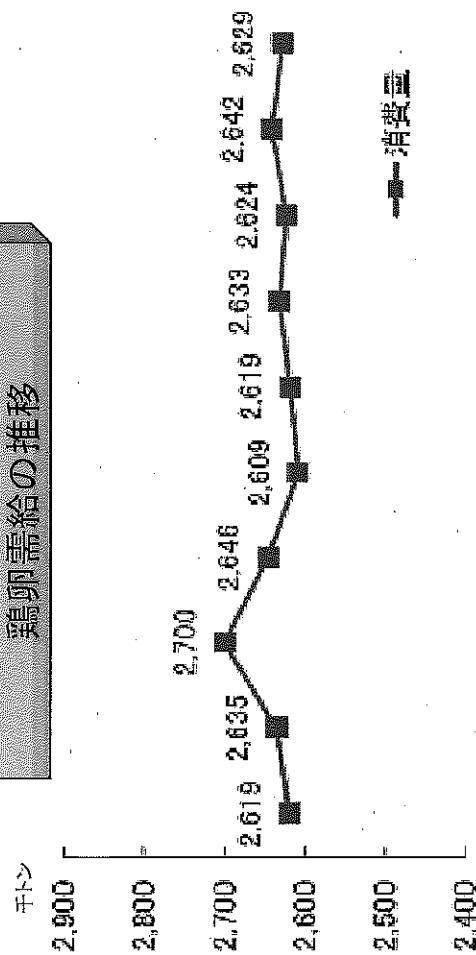
注3：平成17年、22年及び27年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、18年および23年の()内の数値は、それぞれ16年、21年との比較である。

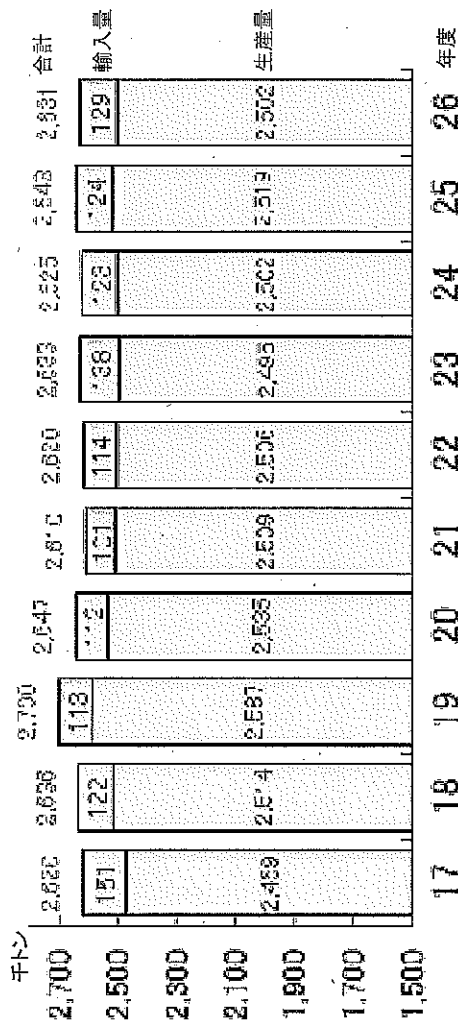
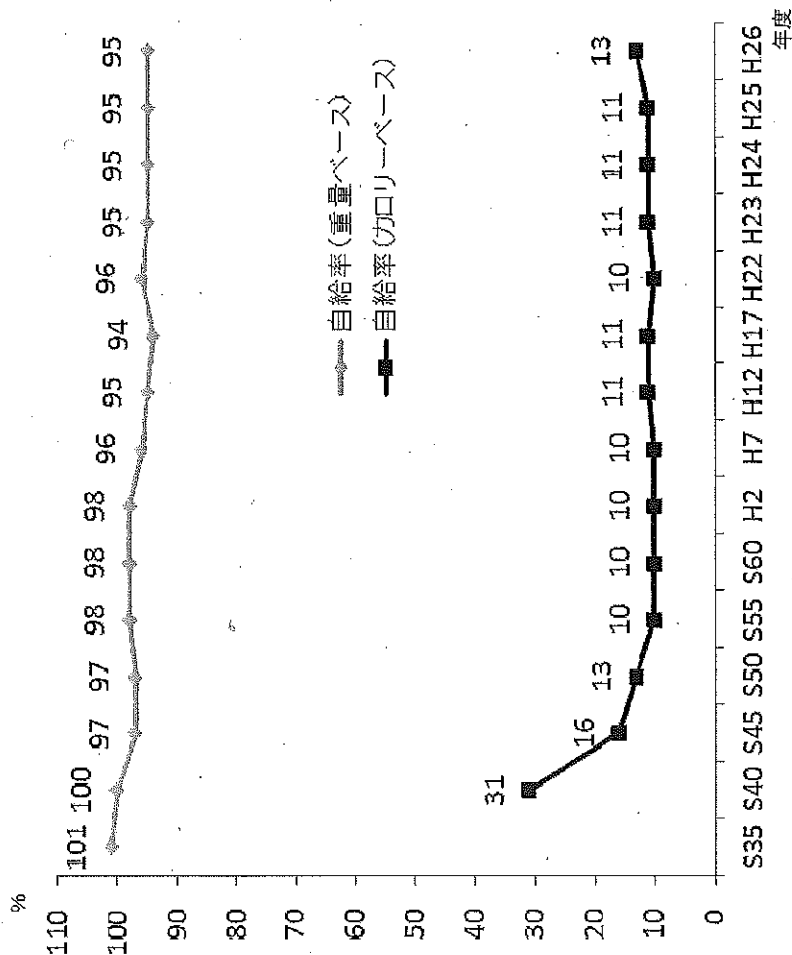
鶏卵の需給動向

- ・ 消費量は、年により若干の変動はあるものの概ね安定的に推移。
- ・ 生産量は、年により若干の変動はあるものの概ね安定的に推移。
- ・ 輸入量は、消費量の5%程度で安定的に推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



鶏卵の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

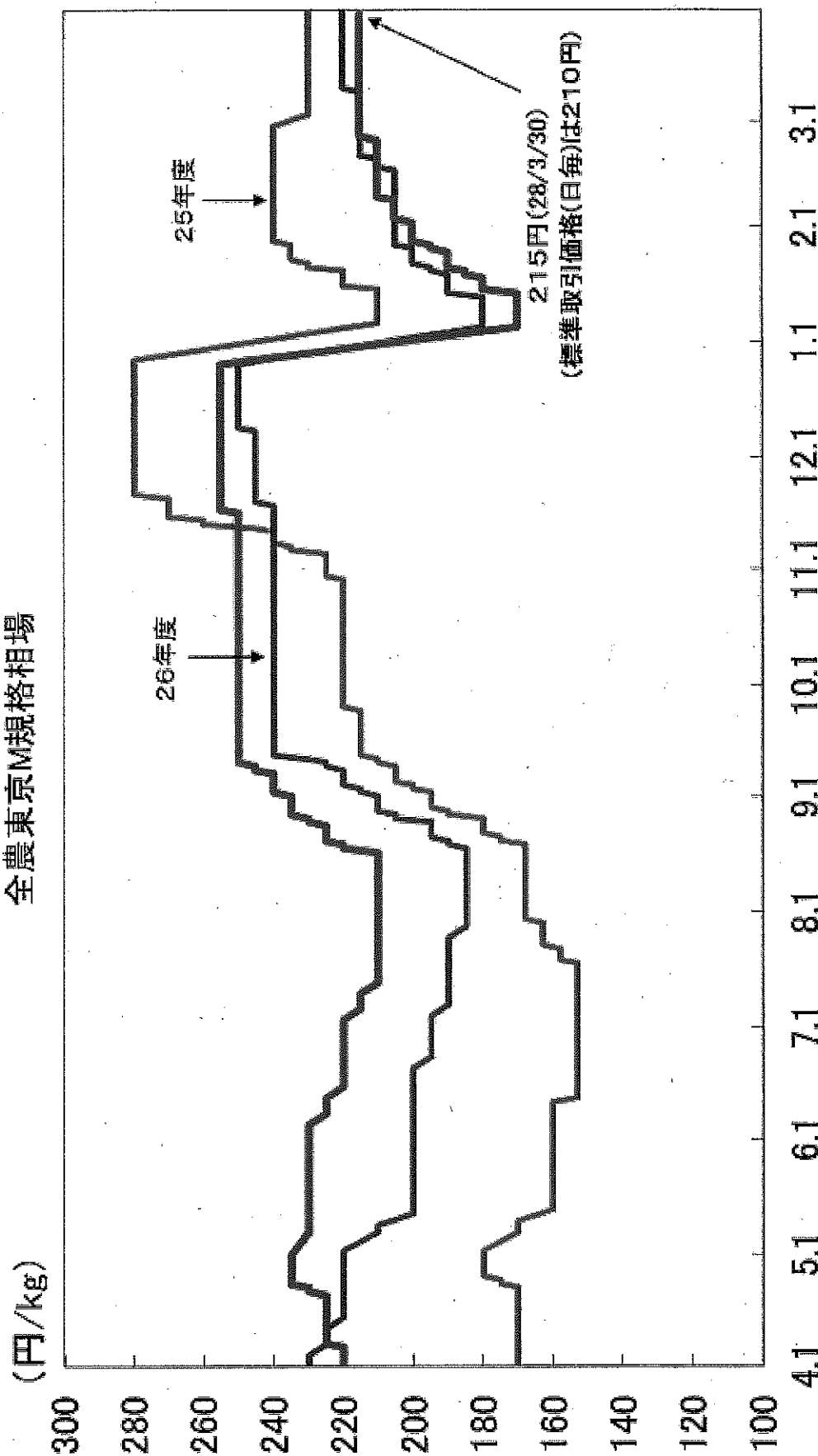
注1：26年度は概算値である。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

鶏卵卸売価格(全農東京M規格)の推移

- ・ 卸売価格は、夏場の不需要期に向けて価格が低下し、年末の需要期に向けて価格が上昇する傾向がある。
- ・ 25年8月以降、猛暑の影響による供給減少等により上昇し、25年末には280円/kg(直近最高値)となり、年明け以降も例年に比べ高水準で推移。
- ・ 27年度は、前年度に引き続き需要が旺盛なこと等により、年度末では26年度と同水準で推移している。

全農東京M規格相場



※標準取引価格とは、東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格。

28年度の鶏卵生産者経営安定対策について

- 鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

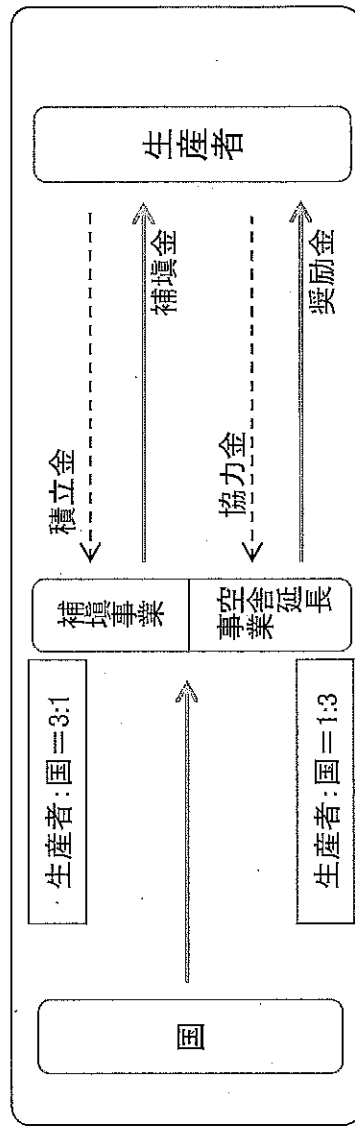
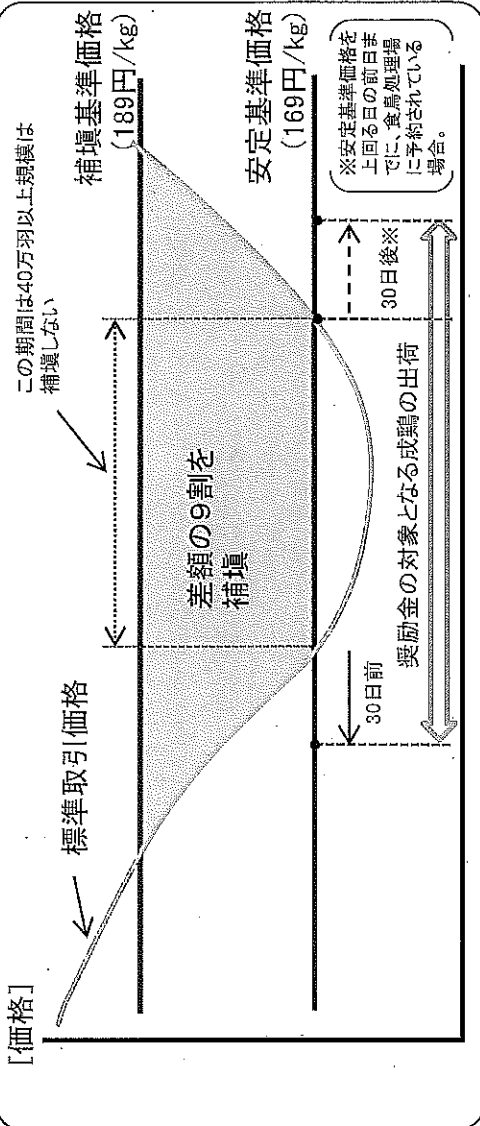
鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金（210円/羽以内）を交付する。

【28年度予算額：52億円】



【27年度予算額：52億円】

平成27年度補填金単価（単位：円/kg）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金単価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.005	0	

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年12～14百万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチン、カナダ。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、米国・オーストラリアに大きく依存。とうもろこしは24年6月以降の米国産とうもろこしの価格高騰を受け、南米等に移行していたが、近年では価格の低下とともに再び米国に回帰。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	H24年度	H25年度	H26年度
とうもろこし	1,049	1,021	1,016
とうりやん	146	139	72
大麦	106	107	98
その他	96	85	43
合計	1,398	1,352	1,229

注：その他とは、小麦、えん麦、ライ麦である。

米国産とうもろこしの需給 (百万トン)

	13/14	14/15 (算込)	15/16 (予測)
生産量	351.3	361.1	345.5
輸入量	0.9	0.8	1.3
国内需要量	293.0	301.9	302.1
飼料用	128.0	135.2	134.6
エタノール用	130.2	132.1	132.7
その他	34.8	34.5	34.8
輸出量	48.8	47.4	41.9
期末在庫量	31.3	44.0	46.7
期末在庫率(%)	9.2	12.6	13.6

カナダ

大麦 (30%)
小麦 (25%)

米国
とうもろこし (82%)
小麦 (65%)
とうりやん (25%)
大麦 (15%)

ブラジル

とうもろこし (13%)

オーストラリア

大麦 (40%)

アルゼンチン

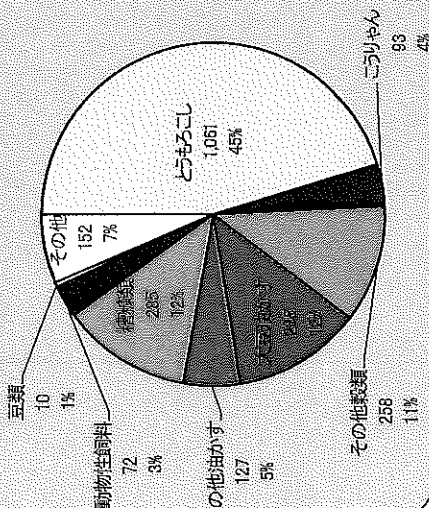
とうりやん (75%)
とうもろこし (1%)

配合・混合飼料の原料使用量 (平成26年度)

【計2,342万トン】

※デンプン質が多く使いやすいとうもろこしが約4割を占める。

上段：使用数量(万トン)
下段：割合(%)



世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

	15/16 (予測)	輸出量	(割合)
①米国		41.9	(35%)
②ブラジル		28.0	(23%)
③アルゼンチン		17.0	(14%)
世界計		119.7	(100%)

とうもろこしの主な輸入先とシェア

	H24年度	H25年度	H26年度
米国	52%	37%	82%
ブラジル	32%	28%	13%
アルゼンチン	6%	16%	1%

注：括弧内の%はH26年4月からH27年3月までの輸入量の各穀物の国別シェア

資料：財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (March 9, 2016)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

配合飼料価格に影響を与える要因の価格動向

- ・とうもろこしの国際価格（シカゴ相場）は、平成24年8月に米国主産地の大干ばつによる作柄悪化のため、8ドル台まで高騰したものの、2013/14年度の米国の豊作により4ドル台前半まで低下。その後、2014/15年度の米国産の豊作、2015/16年度の米国産の順調な作付・生育等を背景に3ドル台後半～後半で推移。

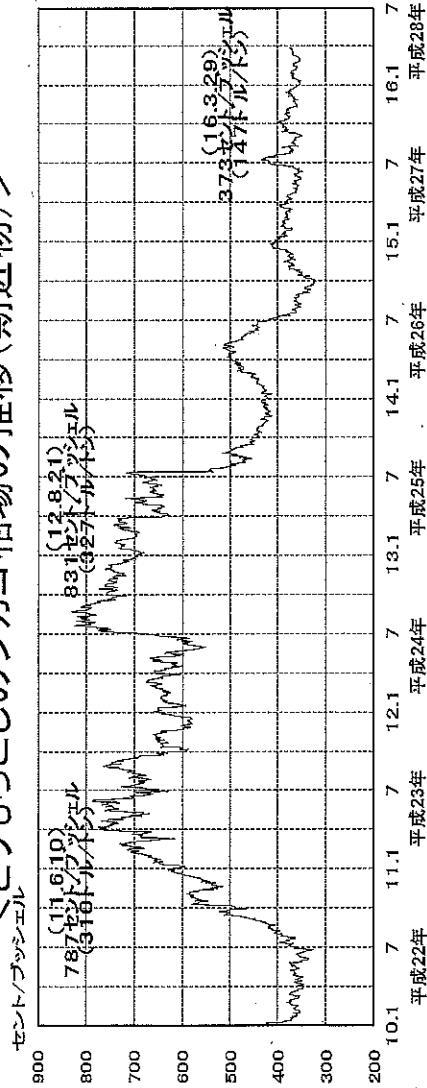
直近では、3年連続の米国産の豊作や世界的に豊富な在庫等により、3ドル台後半～後半で推移。

- ・大豆油かすは、直近では200ドル台後半で推移。

- ・海上運賃（フレート）は、直近では20ドル台後半の過去最低水準で推移。

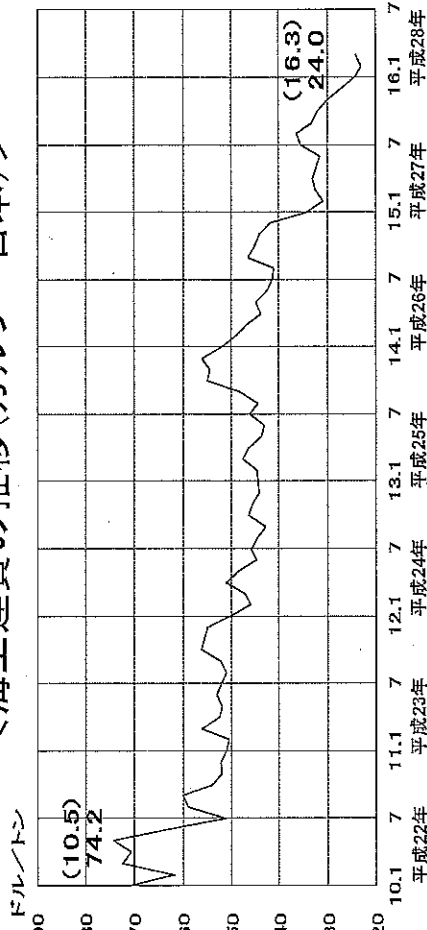
- ・為替相場は、平成24年11月中旬以降円安が進展し、良好な米国経済指標等を背景に120円前後で推移。平成28年1月末以降、世界同時株安等により円高傾向で推移し、日銀のマイナス金利政策等により一旦は円安に転じたものの、直近では再び円高傾向へ。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移（期近物）＞



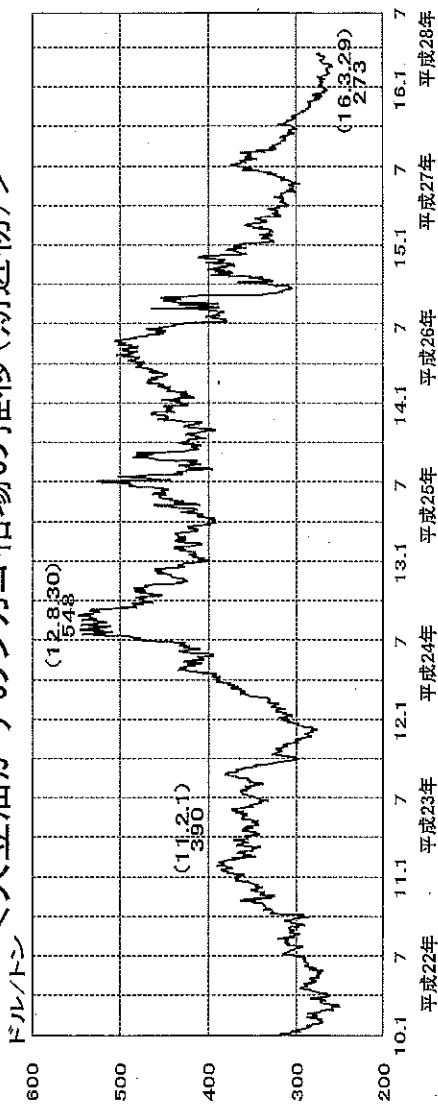
注：シカゴ相場の日々の終値である。

＜海上運賃の推移（ガルフ～日本）＞



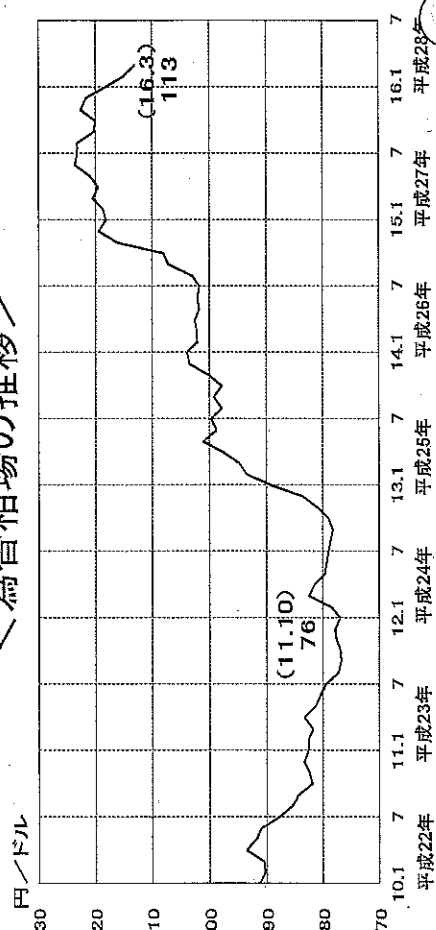
注：2016年2月の値は、3月第3週までの平均値である。

＜大豆油かすのシカゴ相場の推移（期近物）＞



注：シカゴ相場の日々の終値である。

＜為替相場の推移＞

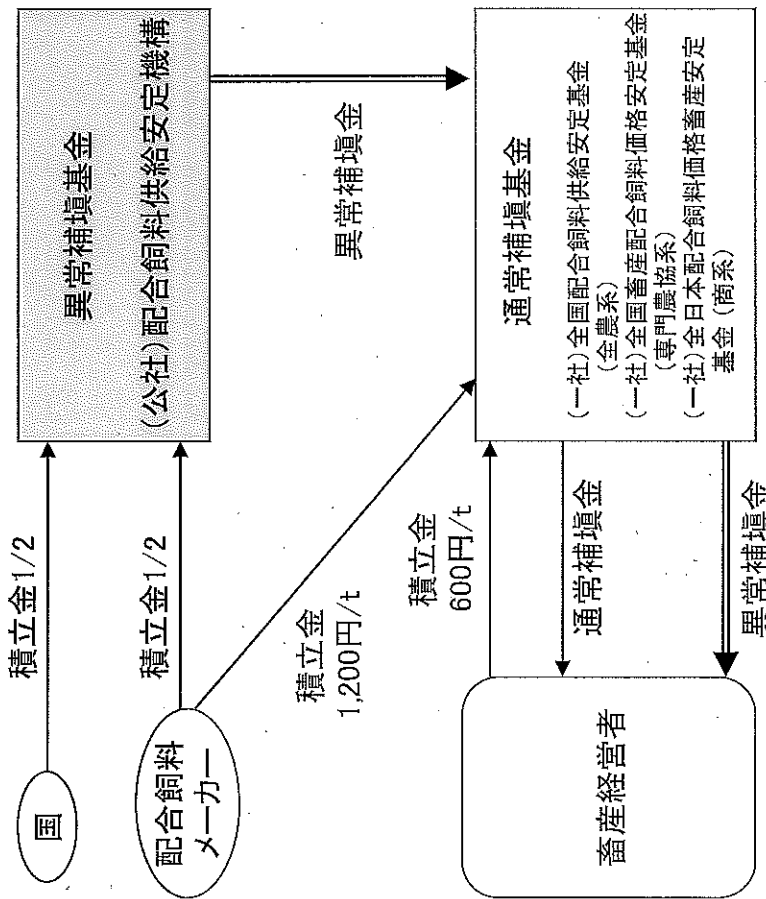


注：日々の中心値の月平均である。（3月の値は1～29日の平均値である）

配合飼料価格安定制度の概要

- ・ 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立による「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- ・ 平成25年12月に制度を見直し、平成26年度から異常補填については、従来よりも発動しやすくなるよう特例基準を規定(半年前の基準価格から年率115%相当(123.3%)を超えた場合に補填)。
- ・ また、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- ・ 本制度の運営強化のため、平成27年度に返済予定であった通常補填基金の市中銀行からの借入残高(135億円)全額を(独)農畜産業振興機構(ALIC)に借換え(平成27年度畜産振興事業)。

○ 制度の仕組み



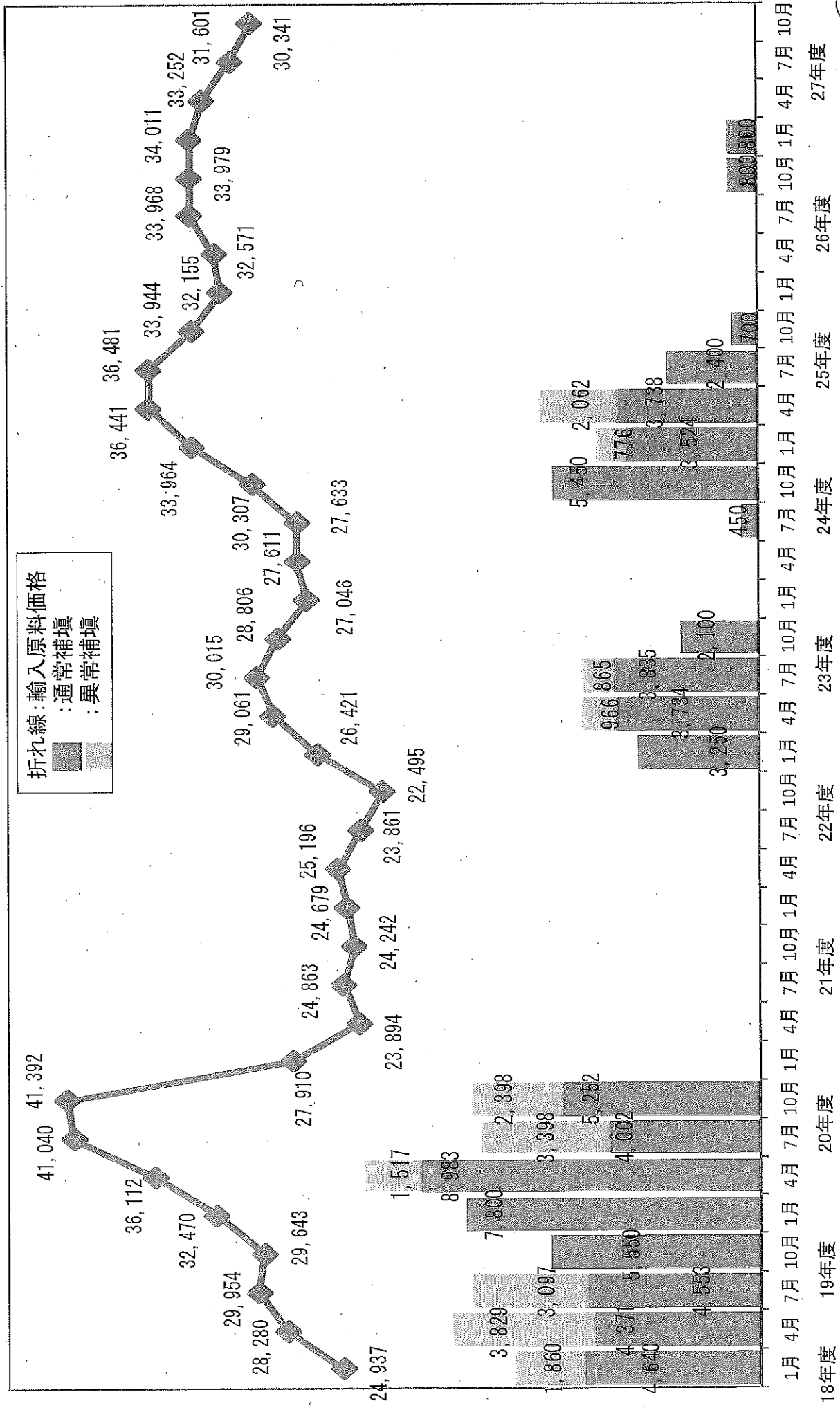
○ 発動条件等

異常補填基金	発動条件
国とメーカーが1/2ずつ拠出	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 基金残高 (平成27年度中に対応可能な額) 約433億円(見込み)
通常補填基金 生産者(600円/t)と飼料メーカー(1,200円/t)が拠出	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 基金残高 (平成27年度中に対応可能な額) 約583億円(見込み) (異常補填基金と合わせ約1,016億円)

(注) 通常補填基金は、平成20年度に1,192億円の借入れを行っており、毎年度の積立金から計画的に返済(平成26年度末時点での累計返済額は675億円、借入金残高は517億円)。
 このほか、平成24年度に異常補填基金から333億円を借り入れ、毎年度の積立金から計画的に返済(平成27年度末時点での累積返済金は146億円(見込み)、借入金残高は187億円)。
 この結果、平成27年度末借入残高は、合計704億円(見込み)。

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況

単位:円/トン



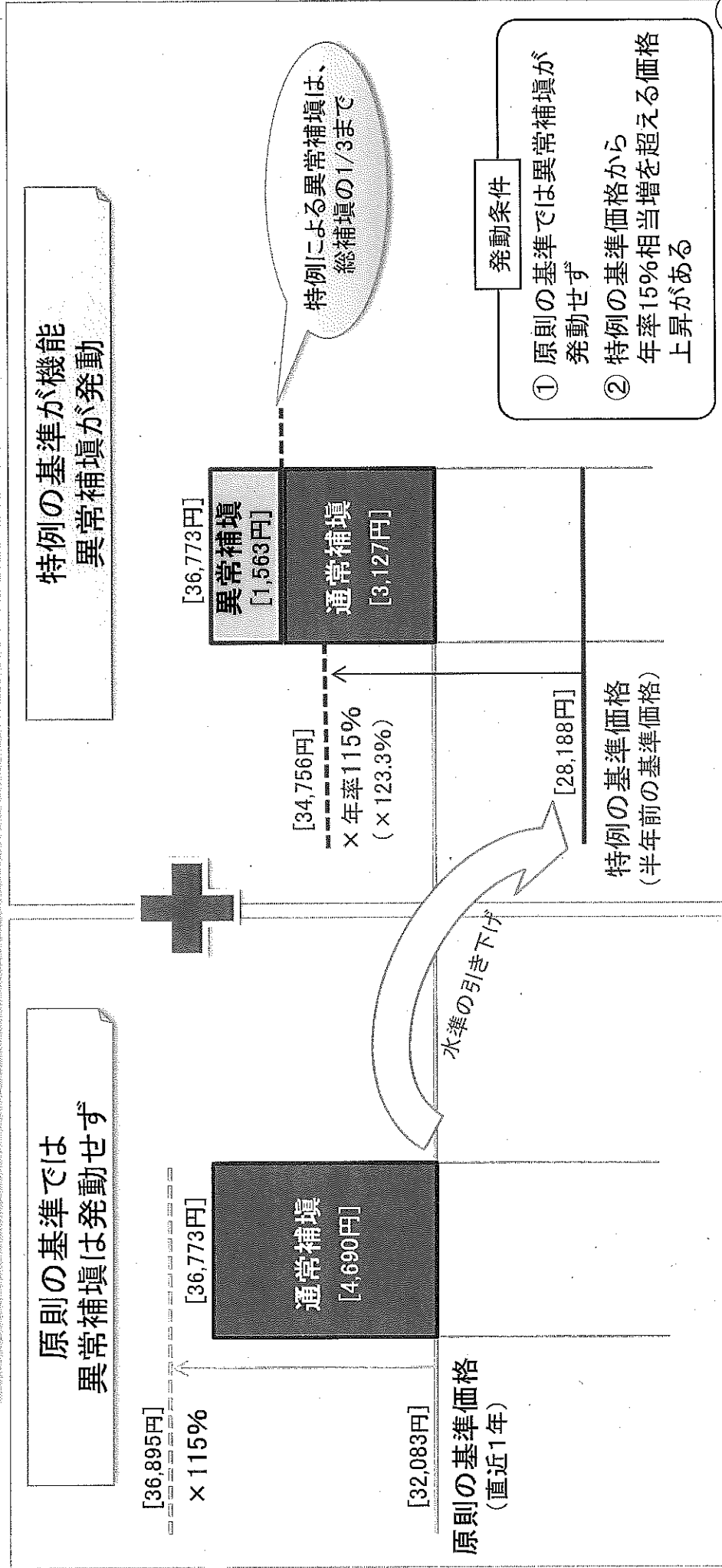
注: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社) 配合飼料供給安定機構「飼料月報」

異常補填の発動基準特例の仕組み(平成25年12月見直し)

- 近年、配合飼料価格の急騰後に異常補填が出にくくなり通常補填への負担が高まることが制度の安定化を図る上で大きな課題として顕在化。
- このため、このような局面に際して、異常補填が発動しやすくなる仕組みに見直し、通常補填と合わせて畜産経営に及ぼす影響を緩和するという機能を強化。

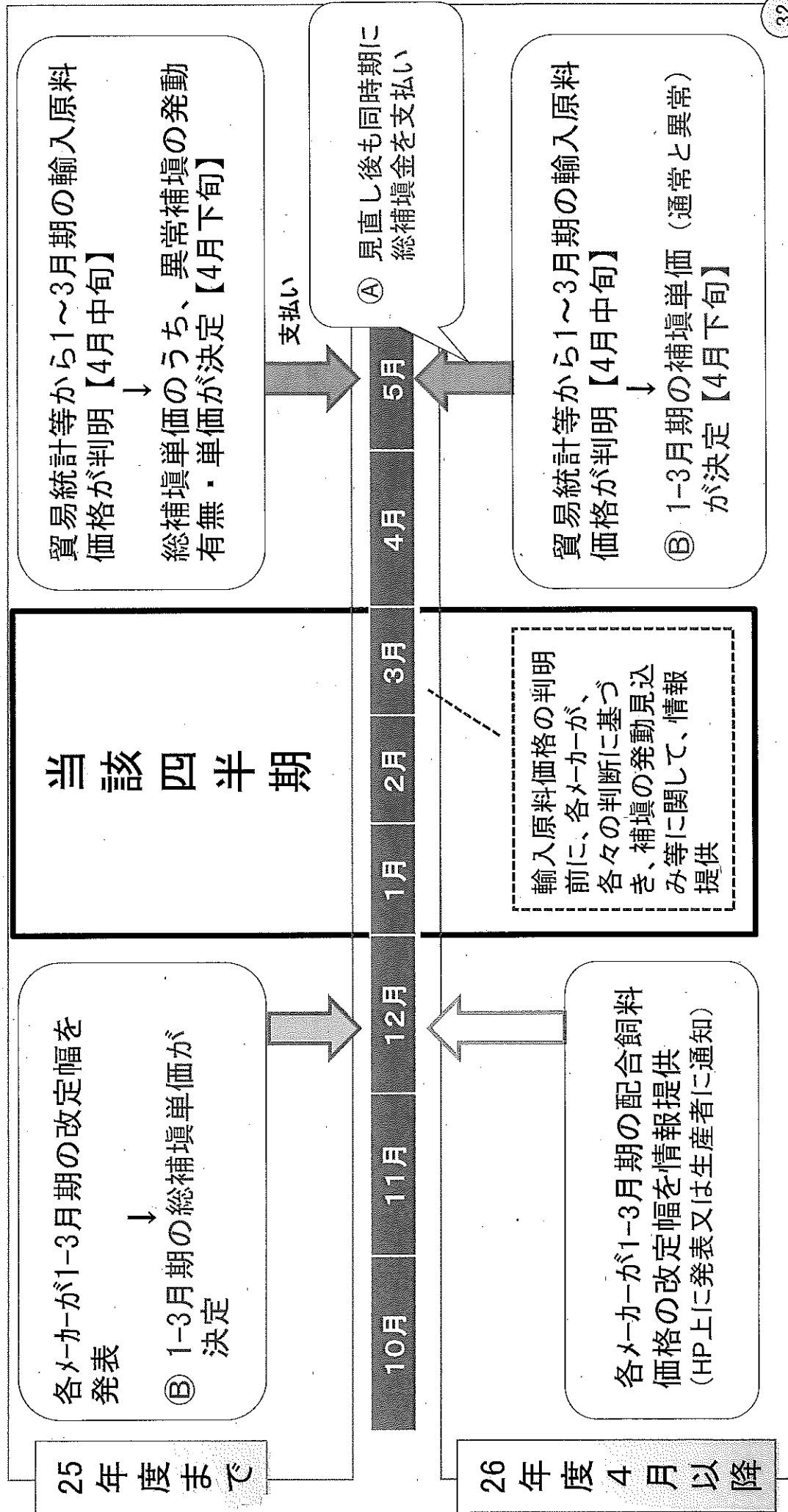
飼料価格の急騰後の補填 (25年度第2四半期の計算事例)



※ 通常補填の発動基準は、輸入原料価格の直近1年に見直し。 ※「」は、トン当たり単価。 ※ 見込み値で試算。

見直し後の補填金の支払いスケジュール(平成25年12月見直し)

- ・ 従来、配合飼料価格(メーカー建値)を指標としていた通常補填について、異常補填と同じく指標を輸入原料価格に見直し、公正・客観な指標の下で制度を運用。
- ・ 指標を輸入原料価格に統一した後においては、**④農家への補填金(通常・異常)**の支払時期は従来と同じである一方、**③補填の有無及び総補填単価の決定**は、当該四半期の開始前から後となる。



通常補填基金の借入金のALICへの借換え

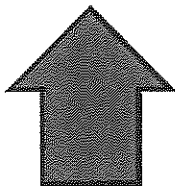
- ・ 通常補填基金の借入金は平成26年度末には合計850億円。
 - ・ このうち、市中銀行からの借入残高135億円について、今後の輸入原料価格の高騰に備え、補填財源を確保するため、「ALICへの借換え」を措置（平成27年度畜産業振興事業）。
 - ・ 異常補填基金及びALICへの返済については、原則的な返済額（※）を決めつつ、毎年度末の状況を見ながら猶予も含めて柔軟に対応。
- （※）年間の積立金の20％又は年度末基金残高の20％のうち、いずれか大きい方を返済）

【平成26年度末における借入金の状況】

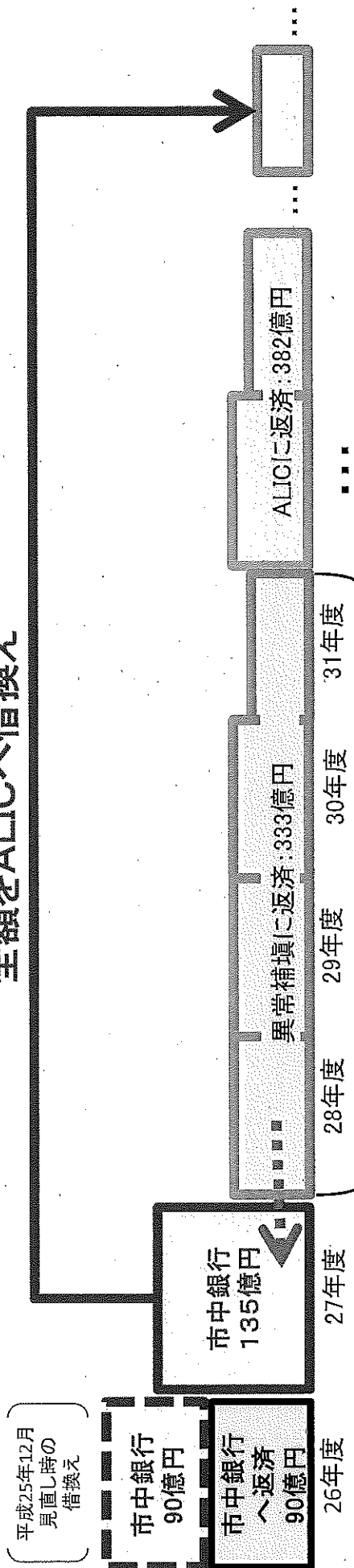
借入金の合計（26年度末（見込み）） 850億円

{ 市中銀行 135億円
 異常補填基金 333億円
 ALIC 382億円

{ 市中銀行 完済
 異常補填基金 333億円
 ALIC 517億円



全額をALICへ借換え



通常補填の財源に余力があれば、返済を前倒し

飼料自給率の現状と目標

- 飼料自給率は、近年、横這いで推移しており、26年度(概算)は、全体で27%、粗飼料が78%、濃厚飼料が14%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては水田での稲WCSや畑地での飼料作物の作付拡大等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードの利用や飼料用米作付の拡大等により向上を図り、飼料全体で40%(37年度)を目標としている。

飼料自給率の現状と目標

(26年度概算) (37年度目標)

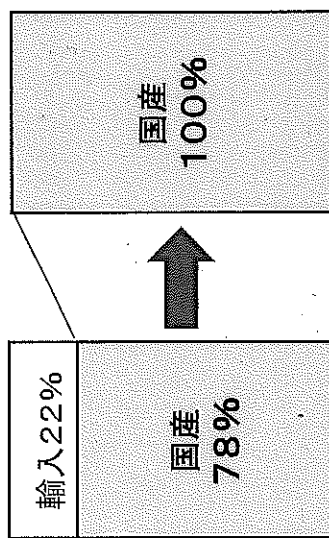


飼料全体

粗飼料

- 乾草
- サイレージ
- 牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料(稲WCS)
- 放牧利用
- 稲わら
- 野草(林間地等)

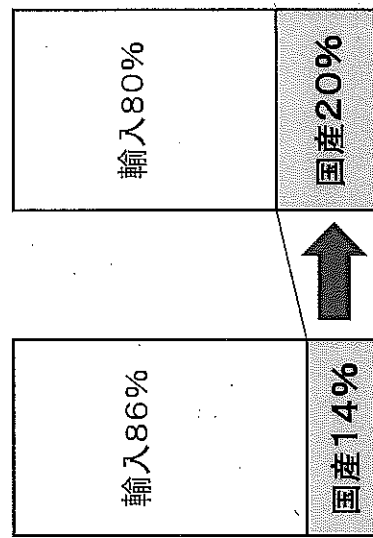
(26年度概算) (37年度目標)



濃厚飼料

- 穀類(とうもろこし、飼料用米等)
- エコフィード(パンくず、豆腐粕等)
- 糠・粕類(フスマ、ビートパルプ、大豆油粕、菜種油粕等)
- その他(動物性飼料、油脂等)

(26年度概算) (37年度目標)



近年の飼料自給率の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(概算)
全体	25%	25%	26%	26%	26%	27%
粗飼料	78%	78%	77%	76%	77%	78%
濃厚飼料	11%	11%	11%	12%	12%	14%

(近年の動向)

・飼料自給率(全体)は、25~27%の間で推移。

(直近(26年度)の動向)

・粗飼料については、乳用牛及び肉用牛の飼養頭数が減少する中、輸入粗飼料供給量は価格上昇等により5.7%減と大きく減少したのに対し、国産粗飼料供給量が単収の向上等により0.6%増加したことから、粗飼料自給率は前年度比1%増の78%となった。

・濃厚飼料については、飼料用米の増加、(公社)米穀安定供給確保支援機構による、25年度産米の非主食用途への販売事業における飼料向け販売等により、国産米の飼料用仕向けが大きく増加した結果、濃厚飼料自給率は前年度比2%増の14%となった。

国産飼料基盤に立脚した生産への転換

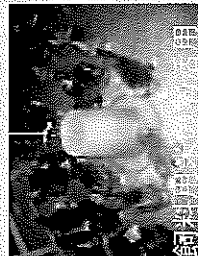
○ 水田や耕作放棄地の有効活用等による飼料生産の増加、食品残さ等未利用資源の利用拡大の推進により、輸入原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進。

○ 飼料増産の推進

①水田の有効活用、耕畜連携の推進



稲麦混作飼料



飼料用稲の活用

②草地等の生産性向上の推進



青刈シ
どろろこし



優良品種の導入

③放牧の推進



耕作放棄地放牧



集約放牧

○ エコフイード※4等の利用拡大

・食品加工残さ、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



余剰食品の飼料化



焼酎粕の飼料化

利用拡大

国産飼料基盤に 立脚した畜産の確立

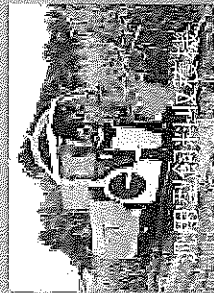
飼料自給率

	26年度 (概算)	37年度 (目標)
飼料全体	27%	40%
粗飼料	78%	100%
濃厚飼料	14%	20%

生産増加

○ 飼料生産技術の向上

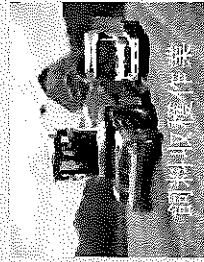
・高品質飼料の生産推進



加型飼料取扱機



稲発酵粗飼料専用機械



飼料収獲作業



TMR調製プラント

○ コントラクター※2、TMRセンター※3 (支援組織)の育成

・支援組織の法人化や規模の拡大等による経営の高度化を推進

注1 稲発酵粗飼料：稲の実と茎葉を一体的に収穫し発酵させた牛の飼料 注2 コントラクター：飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

注3 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料 (Total Mixed Ration) を製造し農家に供給する施設 注4 エコフイード：食品残さ等を原料として製造された飼料

飼料用米及び稲発酵粗飼料の生産・利用の推進

- ・ 飼料用米の作付面積は、順調に増加し、平成27年度は前年度に比べ135%増の約8.0万ha。
- ・ 稲発酵粗飼料(稲WCS)の作付面積は、順調に増加し、平成27年度は前年度に比べ24%増の約3.8万ha。
- ・ 水田活用の直接支払交付金や機械・施設の整備支援等により、飼料用米及び稲発酵粗飼料の生産・利用拡大を推進。

飼料用米

戦略作物助成として、収量に応じ、5.5～10.5万円/10aを助成
 耕畜連携(わらの飼料利用)の取組に対し、1.3万円/10aを助成
 多収品種の取組に対し、1.2万円/10aの産地交付金を追加配分

【27年度補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
 畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体(畜産
 農家、飼料生産受託組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌等に必要
 な機械のリース整備や調製・保管施設整備等を支援。

【28年度】強い農業づくり交付金
 飼料用米の乾燥調製施設や保管・加工施設等の整備を支援。

【28年度】米活用畜産物等ブランド化推進事業
 飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物のブランド化の取組を支援。

(参考) 飼料用米の作付面積 (ha)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1,410	4,123	14,883	33,955	34,525	21,802	33,881	79,766

資料:新規需要米の取組計画認定面積。

稲発酵粗飼料(稲WCS)

※ 稲WCSとは、稲の穂と茎葉を丸ごと乳酸発酵させた粗飼料(ホール
 クロップサイラージュ: Whole Crop Silage)のことをいう。

【27年度補正・28年度】水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成として、8万円/10aを助成
 耕畜連携(資源循環)の取組に対し、1.3万円/10aを助成

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体(畜産
 農家、飼料生産受託組織等)が稲WCSの収穫に必要な機械のリー
 ス整備や調製・保管施設整備等を支援。

稲WCS等国産粗飼料の調製・保管施設等の整備を支援。

(参考) 稲WCSの作付面積 (ha)

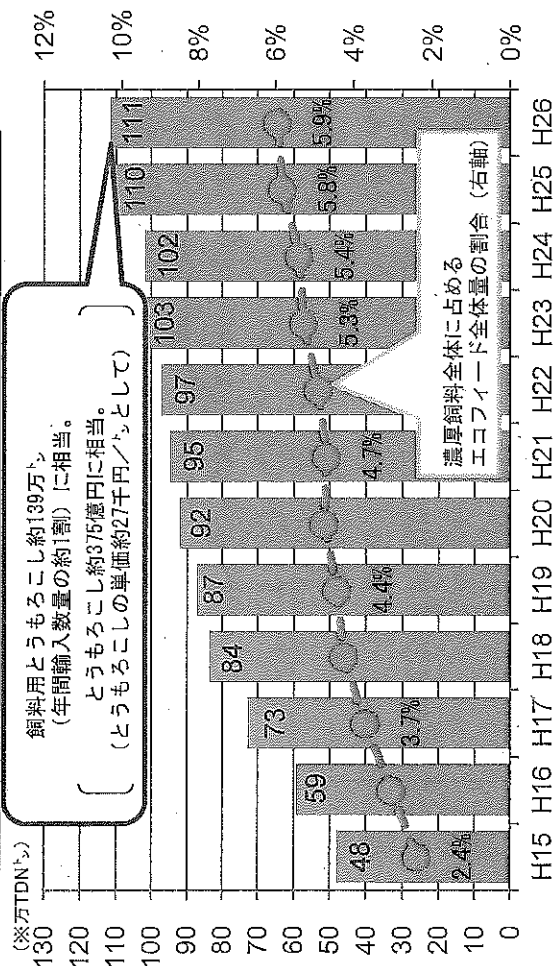
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
9,089	10,203	15,939	23,086	25,672	26,600	30,929	38,226

資料:新規需要米の取組計画認定面積。

未活用資源の飼料としての活用推進

- ・飼料の自給率向上のため、エコフィード(食品残さ利用飼料)の活用を推進。エコフィードの利用量はこれまで着実に増加。平成26年度(概算)のエコフィード利用数量は111万TDN[※]であり、とうもろこし約139万^トに相当。
- ・エコフィードの生産・利用拡大の取組等への支援や、「エコフィード認証制度」(平成21年3月)による安全性及び品質の確保、「エコフィード利用畜産物認証制度」(平成23年5月)による理解醸成等により、更なるエコフィードの生産・利用拡大を推進。

エコフィードの利用状況



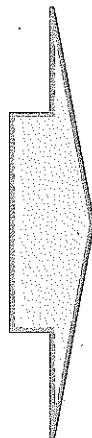
※ TDN (Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。カロリーに近い概念。

【28年度】エコフィード増産対策事業(1.7億円)

- ・エコフィード利用畜産物の差別化のための生産技術、流通・販売に係る実証調査・普及を支援。【補助率: 定額】
- ・関係者の連携により食品残さ等の飼料利用体制を構築する取組を支援。【補助率: 定額】
- ・活用が進んでいない食品残さ等を原料としたエコフィードの増産を支援。
【増産: 3千円/ト^ト、分別の実施: 6千円/ト^ト、含水率の削減: 1千円/ト^ト、国産飼料作物等との混合: 1千円/ト^ト 等】

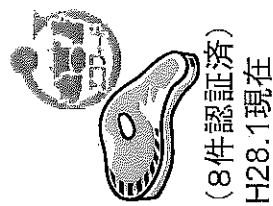
エコフィード認証

- ・食品リサイクルへの関心と理解を深めることを目的とし、平成21年3月から運用を開始。
- ・食品残さ等を利用した飼料であって、一定の基準(食品循環資源利用率、栄養成分等)を満たすものを「エコフィード」として(一社)日本科学飼料協会が認証。



エコフィード利用畜産物認証

- ・エコフィードの取組を消費者までつなげることで、取組に対する社会の認識と理解を深めることを目的とし、平成23年5月より開始。
- ・認証済エコフィードを給与された家畜の畜産物であって、一定の基準(エコフィードの計画的給与、販売までのルート特定等)を満たすものを「エコフィード利用畜産物」として(公社)中央畜産会が認証。



畜産関連の主な対策について①(平成28年度)

1. 畜産・酪農の体質強化

● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【基金】 610億円

畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入等を支援

● 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(公共)(農業農村整備事業で実施) 164億円

畜産クラスター計画を策定した地域において、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を支援

● 畜産経営体質強化支援資金融通事業【基金】 20億円

畜産農家の新たな経営展開を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(貸付当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置(融資枠70億円)

● 加工施設再編等緊急対策事業 46億円の内数

畜産物の生産段階以降のコスト縮減等のため、食肉処理施設の施設統合、乳業工場における製造ラインの転換等を支援

● 畜産・酪農生産力強化対策事業【基金】 30億円

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛子牛の生産拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術(ICT)等を活用した繁殖性の向上、種豚生産経営における優良な純粋種豚の導入等による生産性の向上等を支援。

● 農畜産物輸出拡大施設整備事業 43億円の内数

国産畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出入対応型共同利用施設等の整備を支援

● 畜産物輸出特別支援事業 10億円

モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的調査、牛乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証、海外でのプロモーション活動の強化等を支援

● 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業 7億円

産地と複数年契約をすする外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援

2. 自給飼料の生産拡大

○ 飼料増産総合対策事業 10(11)億円

コントラクター等の機能の高度化、レンタカーを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、濃厚飼料原料(イアコーン等)の増産、エコフィードの増産等の取組を支援

● 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 7億円

難防除雑草の駆除による草地改良や利用率の低下した公共牧場等の荒廃草地を有効活用する取組を支援

○ 飼料生産型酪農経営支援事業【拡充】 68(66)億円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、追加交付金を交付

○ 草地関連基盤整備(公共)(農業農村整備事業で実施) 48(62)億円

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援

○は、平成28年度概算決定額
()内は、平成27年度当初予算額
●は、平成27年度補正予算
△は、平成28年度ALIC事業

畜産関連の主な対策について②(平成28年度)

3. 経営安定対策 <再掲を除いた合計額>1,701(1,708)億円

○酪農経営安定のための支援

- ・加工原料乳生産者補給金 (所要額) 306 (311) 億円 (ALIC事業)

補給金単価等 (脱バ向け: 単価 12.90→12.69円/kg、交付対象数量178→178万バ、チース向け: 単価 15.53→15.28円/kg、交付対象数量52→52万バ)

ト)

- ・加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続 (ALIC事業)
- ・国産乳製品供給安定対策事業 3(5)億円
- ・飼料生産型酪農経営支援事業 <再掲> 68(66) 億円

◇肉用牛繁殖経営安定のための支援

- ・肉用子牛生産者補給金 (所要額) 203 (213) 億円
保証基準価格等の引上げ(保証基準価格 黒毛和種 33.2万円→33.7万円/頭、乳用種 13.0万円→13.3万円/頭 等)
- ・肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 169 (159) 億円
発動基準の引上げ(黒毛 42万円/頭→45万円/頭 等)

◇肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン) (所要額) 869 (869) 億円

◇養豚経営安定対策事業(豚マルキン) (所要額)100(100)億円

○鶏卵生産者経営安定対策事業 52(52)億円

鶏卵の補填基準価格等の引上げ(補填基準価格 188→189円/kg)

○肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金【新規】 3億円

肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対して、資金の円滑な融通を支援

4. 畜産物価格関連対策

◇酪農経営支援総合対策事業【組替新規】 40億円

- ・乳用子牛の呼吸器病、下痢等の防止による事故率低下や発育向上を図るため、ワクチン接種や乳酸菌製剤給与の取組を支援
- ・乳牛の生産性向上のための粗飼料の広域流通モデルの実証の取組を支援
- ・酪農後継者への初妊牛導入支援、暑熱対策、乳用牛の快適性に配慮した畜舎環境の改善等の取組を支援
- ・酪農ヘルパー人材の確保・育成、傷病時等(研修等への参加時を含む)の利用料金を軽減するための互助基金制度等の取組を支援
- ・牛群検定に加入する都府県の酪農家が優良乳用牛を導入する取組を支援
- ・生乳の集送乳経費を削減するため、流通合理化計画の策定、生乳流通関係機器のリース導入への支援に加え、機器等の整備を拡充 等

◇肉用牛経営安定対策補完事業 34(34)億円

- ①優良な繁殖雌牛の増頭(8万円/頭(高能力牛は10万円/頭))・導入(4万円/頭(高能力牛は5万円/頭))、簡易牛舎の整備、肉用牛ヘルパーの取組等、②地方特定品種の生産や離島等における肉用子牛の集出荷等、③肉用子牛等の預託の取組等を支援 等

◇食肉流通改善合理化支援事業 36(37)億円

食肉流通における業務の効率化、経営の安定化、国産食肉の新需要の創出等のための取組を支援

畜産関連の主な対策について③(平成28年度)

○は、平成28年度概算決定額
()内は、平成27年度当初予算額
●は、平成27年度補正予算
◇は、平成28年度ALIC事業

◇養豚経営安定対策補完事業【拡充】 2(1)億円

各地域における生産能力向上に必要な純粋種豚の導入への支援に加え、両親の能力が明らかでない一代雑種雌豚も対象に追加

◇畜産特別支援資金融通事業 融資枠(平成25～29年度) 500億円

毎年の負債の償還が困難な経営に対し、長期低利での借換資金を融通するとともに、経営改善指導を行うことにより、経営の安定を支援

◇畜産動産担保融資活用推進事業 0.45(0.46)億円

資金調達の多様化を図るため、動産担保融資(ABL)方式による資金調達の活用推進に資する取組を支援

◇国産畜産物安心確保等支援事業【拡充】 5(5)億円

家畜個体識別システムの円滑な運用確保、家畜疾病発生時における対応、おが粉の代替敷料や堆肥等の広域流通に関する調査、アニマルウェルフェアの認知度向上、海外の流行疾病等に対する情報提供・飼養衛生管理水準の促進の向上を支援

◇畜産経営安定化飼料緊急支援事業【拡充】 0.8(0.3)億円

配合飼料製造業者等が生産者向け配合飼料価格の抑制や支払い期限の延長等に対応する取組への支援に加え、配合飼料工場の再編・合理化等の計画策定と資金の借入に対する金利支援を追加

5. その他の対策

○強い農業づくり交付金 208(231)億円の内数

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備や乳業等の再編・合理化の取組等を支援

○産地活性化総合対策事業 20(23)億円

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援

○農業農村整備事業(公共) 2,962(2,753)億円の内数(農村振興局計上)

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を支援

○農山漁村地域整備交付金(公共) 1,067(1,067)億円の内数(農村振興局計上)

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

○米活用畜産物等ブランド化推進事業【新規】 0.35億円

飼料用米を活用した豚肉、鶏肉等のブランド化の取組を支援

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○新スーパー資金

経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。

- ・対象：認定農業者
- ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円
- ・貸付利率：変動金利制(1.5%(平成28年3月18日現在))

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内(据置3年以内)
- ・金利：0.20%(平成28年3月18日現在)
- ・限度額：【一般】800万円【特認】年間経営費等の3/12以内

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入・飼料・畜農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：5年(据置2年)
- ・貸付利率：0.750%(平成28年3月18日現在)

【経営継続資金】

- ・対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
- ・償還期限：3年(据置1年)
- ・貸付利率：0.750%(平成28年3月18日現在)

【経営維持資金】

- ・対象：鳥インフルエンザの発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限：3年(据置1年)
- ・貸付利率：0.750%(平成28年3月18日現在)

※限度額については、資金メニューごとに設定

【償還負担軽減対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚

経営を営む者

- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内(据置5年以内)
- ・【養豚】15年以内(据置5年以内)
- ・金利：0.20%(平成28年3月18日現在)
- ・融資枠：70億円

【施設等資金対策】

○スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内(据置10年以内)
- ・金利：0.20%(平成28年3月18日現在)

〔「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金
については貸付当初5年間実質無利子〕

- ・限度額：個人3億円、法人10億円

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内(据置2～7年以内)
- ・金利：0.20%(平成28年3月18日現在)
- ・限度額：農業を営む者 個人180万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金(大家畜・養豚特別支援資金)

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】一般：15年(据置3年)以内
特認：経営継承：25年(据置5年)以内

【養豚】一般：7年(据置3年)以内
特認：経営継承：15年以内(据置5年)

- ・金利：0.20%(平成28年3月18日現在)以内
- ・融資枠：500億円(平成25～29年度)

※養豚農家が利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置

- ・農業経営負担軽減支援資金(民間金融機関)
- ・経営体育成強化資金(公庫資金)

農家戸数、飼養頭数の減少、生産基盤の強化が課題となる中、TPP大筋合意を踏まえて策定した「総合的なTPP関連政策大綱」等を踏まえ、①収益力強化や生産基盤の維持・拡大、②輸入飼料依存から脱却するための自給飼料の生産拡大、③経営安定のためのセーフティネットの3つの柱を重点的に実施。

① 畜産・酪農の体質強化

➤ 収益力強化や生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策を進めることにより、畜産・酪農の体質強化を図る。

畜産・酪農の収益力強化

- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業【基金】(TPP・27補正) 610億円
(26補正:203、27当初:76)
畜産クラスター計画を策定した平場・中山間地域など地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入等を支援
- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉(農業農村整備事業で実施)
(TPP・27補正) 164億円
畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区域化等の基盤整備を支援
- 畜産経営体質強化支援資金融通事業【基金】(TPP・27補正) 20億円
意欲ある畜産農家の既往負債を長期・低利の資金に一括借換するための新たな資金を創設(融資枠70億円)
- 加工施設再編等緊急対策事業 (TPP・27補正) 46億円の内数
畜産物の生産段階以降のコスト削減等のため、食肉処理施設の施設統合、乳業工場における製造ラインの転換等を支援

畜産・酪農の生産力強化

- 畜産・酪農生産力強化対策事業【基金】(TPP・27補正) 30億円(26補正 20)
和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援
- 和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発 2億円(27当初:3)
分娩後の繁殖機能の早期回復、受胎率向上等のための研究開発を推進

国産畜産物の需要拡大

- 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (TPP・27補正) 43億円の内数
国産畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸送対応型共同利用施設等の整備を支援
- 畜産物輸出特別支援事業 (TPP・27補正) 10億円(26補正:3)
モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備など、畜産物の輸出の取組を支援
- 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業 (TPP・27補正) 7億円(26補正:7)
産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援
- 米活用畜産物等ブランド化推進事業【新規】 0.35億円
飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化の取組を支援

② 自給飼料の生産拡大

➤ 輸入飼料依存から脱却するため、生産性向上のための草地改良、飼料生産組織の機能の高度化、濃厚飼料原料の増産、エコフィードの増産等により、国産飼料に立脚した畜産への転換を図る。

- 飼料増産総合対策事業 10億円(27当初:11)
コントラクター等の機能の高度化、レンタカーを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、濃厚飼料原料(イアココン等)の増産、エコフィードの増産等を支援
- 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 (TPP・27補正) 7億円(26補正:20)
自給飼料の生産拡大の障害となっている難防除雑草の駆除による草地改良等を支援
- 飼料生産型酪農経営支援事業 68億円(27当初:66)
環境負荷軽減に取り組みつつ、飼料の二期作・二毛作等を行う酪農家や、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大する酪農家を支援
- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉(農業農村整備事業で実施)
(TPP・27補正) 164億円(再掲)
- 草地関連基盤整備〈公共〉(農業農村整備事業で実施) 48億円(26補正:10、27当初:62)
農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援

③ 畜産・酪農経営安定対策の実施

➤ 畜産ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備。

<再掲を除いた合計額>1,701億円(1,708)億円

	(所要額)
○加工原料乳生産者補給金	306(311)億円
○国産乳製品供給安定対策事業	3(5)億円
○飼料生産型酪農経営支援事業〈再掲〉	68(66)億円
○肉用子牛生産者補給金	203(213)億円
○肉用牛繁殖経営支援事業	169(159)億円
○肉用牛肥育経営安定特別対策事業	869(869)億円
○養豚経営安定対策事業	100(100)億円
○鶏卵生産者経営安定対策事業	52(52)億円

◎肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金【新規】 3億円
肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対して、資金の円滑な融通を支援

※ 総額には、上記のほか、多様な畜産・酪農推進事業など計29億円が含まれる。

飼料用米の生産量の推移

H25年度	H26年度	H27年度	H37年度 (基本計画目標値)
11万トン	18万トン	42万トン	110万トン

水田活用の直接支払交付金の概要

【農林水産省政策統括官穀物課】

【平成28年度予算概算決定額：307,765(277,026)百万円】

- 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】

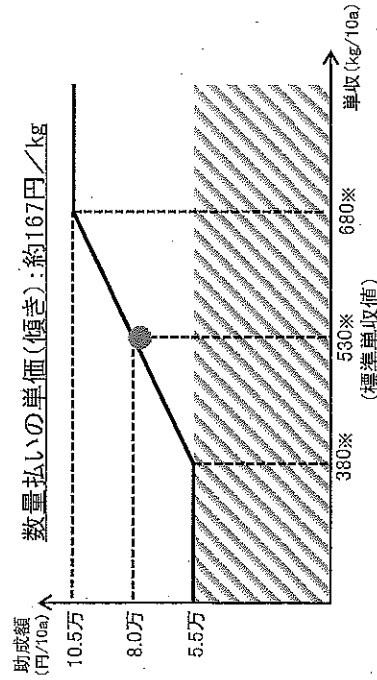
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



農産物

国

定

② 二毛作助成

1.5万円/10a

(主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士を組み合わせによる二毛作を支援)

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成

1.3万円/10a

(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援)

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成28年度政府備蓄米の買入入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回る
こととなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) (関係部分抜粋)

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率

(第1表) 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	食料消費の見通し				生産努力 目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・ 1年当たり 消費量 (kg/人・年)		国内 消費 仕向量 (万トン)				
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	
飼料用米	-	-	11	110	11	110	○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

配合飼料原料に飼料用米を利用した場合の利用量

家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養 豚	乳 牛	肉 牛	合 計
配合飼料生産量	623万トン	381万トン	559万トン	299万トン	430万トン	
配合可能割合	20%	50%	15%	10%	3%	
利用可能量	125万トン	191万トン	84万トン	30万トン	13万トン	442万トン

資料：農水省調べ

注：利用可能量は、平成26年度配合飼料生産量に配合可能割合を掛けて算出。

平成28年3月23日

28年産飼料用米の生産拡大に向けたメッセージ
～稲作生産者の皆様へ～

協同組合日本飼料工業会
くみあい飼料工場会
全国酪農業協同組合連合会
日本養鶏農業協同組合連合会

我が国の畜産業の発展に向け、安定した国産飼料原料を確保することは最大の課題であり、畜産生産者・飼料メーカーともに、国産飼料用米の生産拡大への期待が高まっている状況にあります。

こうしたなか、稲作生産者の皆様のご尽力により、国産飼料用米は26年産の18万トンから27年産の42万トンまで生産が拡大し、私ども4団体の飼料メーカーも飼料原料として使用させていただいているところです。

また、国産飼料用米が28年産でさらに生産拡大することを見越し、一部の飼料工場において設備投資を行うなどにより使用可能数量は4団体で120万トン程度まで受入可能となりました。

現在、稲作生産者の皆様は、28年産の作付品目を何にするかご検討中のところと思います。国産飼料用米は、私ども4団体の飼料メーカーにおいて十分に利用できる体制にあること、また、飼料に多く使用される輸入とうもろこしの代替として食料自給率を高める飼料原料として大きな期待があることをご理解いただき、安心して28年産でも国産飼料用米の生産に取り組んでいただくようお願いいたします。

私どもは、輸入とうもろこしの代替原料として国産飼料用米の活用と安定取引に取り組んでいくとともに、今後も稲作生産者と畜産生産者の経営発展がはかれるよう、国産飼料用米の使用を通して地域水田農業の活性化に貢献してまいります。

以 上

○ 配合飼料メーカーの飼料用米の使用量(平成26年度)

区分	肉 牛	乳 牛	養 豚	採卵鶏	ブロイラー	合 計
26年度使用量 (割合)	4万 ^{トン} (4.0%)	6万 ^{トン} (6.0%)	25万 ^{トン} (25.0%)	34万 ^{トン} (34.0%)	31万 ^{トン} (31.0%)	100万 ^{トン} (100.0%)

※備蓄米、MA米を含む。

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

(関係部分抜粋)

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率

(第1表) 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	食料消費の見通し				生産努力 目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・ 1年当たり 消費量 (kg/人・年)		国内 消費 仕向量 (万トン)				
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	
飼料用米	-	-	11	110	11	110	○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。

また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラッグの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

備蓄米の損益の推移(棚上げ備蓄移行後(23～26年度決算))					(単位:億円)
	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	
売買損益①	▲ 327	▲ 124	▲ 232	▲ 594	
売上原価	▲ 366	▲ 256	▲ 344	▲ 715	
買入額	▲ 372	▲ 189	▲ 450	▲ 991	
売却額	39	132	112	121	
管理経費②	▲ 152	▲ 712	▲ 120	46	
保管料	▲ 106	▲ 91	▲ 89	▲ 91	
損益合計(①+②)	▲ 479	▲ 836	▲ 352	▲ 548	
(参考)買入数量	21万トン	8万トン	18万トン	50万トン	

注1:「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注2:「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注3:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注4:平成24年度は、アフリカの重債務貧困国5か国の政府に対して有する米穀の売渡し債権を免除したことにより、例年に比

べ損失が多かったものである。

注5:平成26年度は、26年度25万トンの買入れのほか、政府所有の古米(18～22年度産)25万トンと米穀機構所有の25年度産米25万トンを交換したことにより、例年に比べ損失が多かったものである。

注6:26年度の管理経費が+46億円となっているのは、旧深川政府倉庫等の売却に伴う売払収入等の雑収入(316億円)が多かったことから、その他管理経費(▲270億円)を上回りプラス計上となったものである。

MA米の損益の推移(23～26年度決算)

(単位:億円)

	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
売買損益①	▲ 224	36	▲ 28	▲ 295
売上原価	▲ 649	▲ 501	▲ 485	▲ 629
買入額	▲ 630	▲ 518	▲ 498	▲ 629
売却額	425	537	457	334
管理経費②	▲ 138	▲ 121	▲ 122	▲ 117
保管料	▲ 92	▲ 82	▲ 86	▲ 89
損益合計(①+②)	▲ 362	▲ 85	▲ 150	▲ 412
(参考)輸入量	77万トン	77万トン	77万トン	77万トン

注1:「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注2:「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注3:「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注4:輸入量は、各年度の輸入契約数量。

国産米の用途別・年産別、生産量の推移

【農林水産省政策統括官農産企画課】

(単位:千トン)

用途 年産	主食用米	備蓄米	加工用米	新規需要米	米粉用	飼料用	輸出用	酒造用	その他
20	8,658	平成22年産 米までは 主食用とし て生産。	149	12	1	8	0	—	3
21	8,309		141	41	13	23	1	—	3
22	8,239		213	115	28	81	2	—	4
23	8,133	68	155	229	40	183	2	—	4
24	8,210	85	181	224	35	183	3	—	4
25	8,182	183	208	142	21	115	3	—	3
26	7,882	250	266	211	18	178	6	4	3
27	7,442	250	257	460	23	421	8	7	0

注1:主食用米については、作物統計(農林水産省統計部)の値である。

注2:備蓄米については、政府買入実績値で、平成27年産は落札数量である。

注3:加工用米については実績値で、平成27年産は計画数量である。

注4:新規需要米については計画生産量で、平成27年産は平成27年10月15日現在の値である。

注5:新規需要米の「酒造用」は「需要に応じた米生産の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米を指す。

注6:その他については、わら専用稲、青刈り用稲、バイオエタノール用米等である。

注7:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（平成27年10月末現在）

平成7年4月～平成27年10月末の合計

最近における単年度の
平均的販売数量

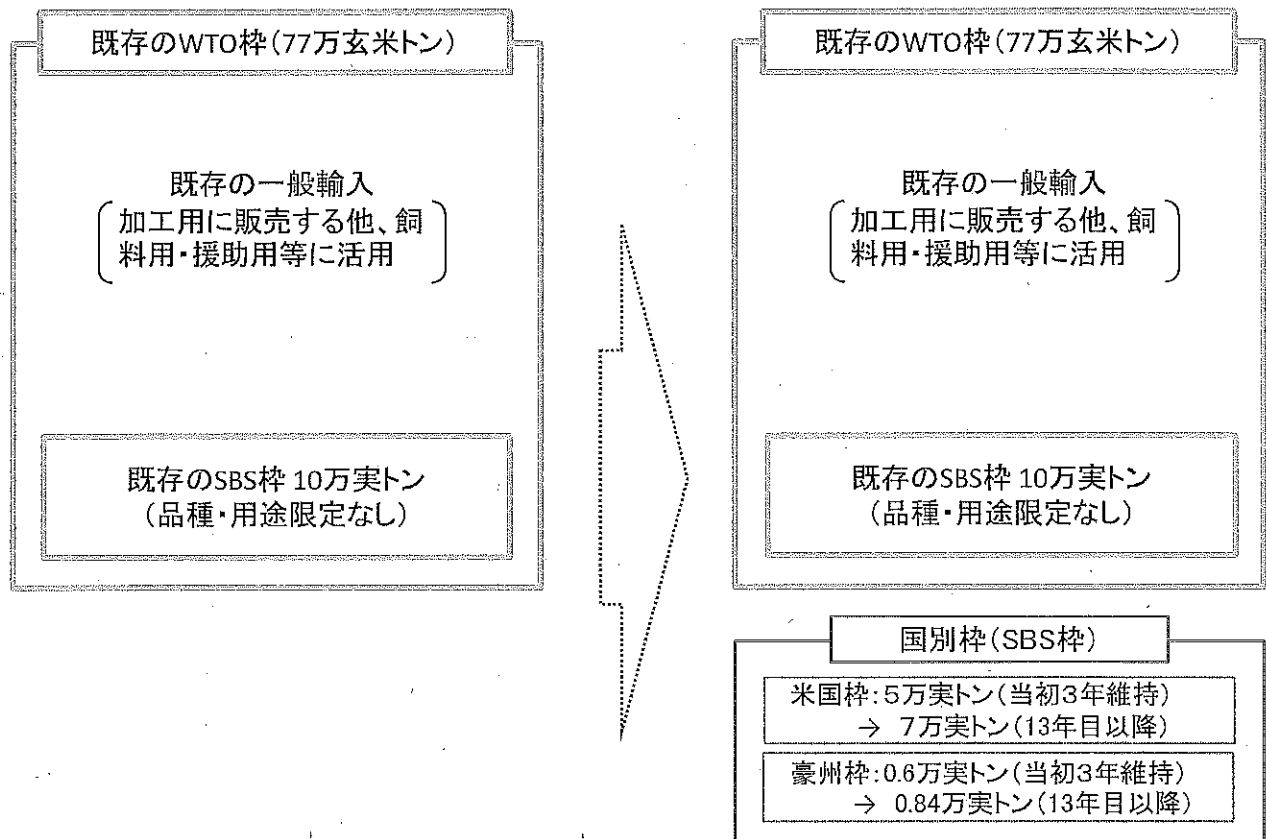
輸入数量 1,425万トン	主食用 135万トン	主食用 10万トン程度
	加工用 454万トン	加工用 15～30万トン程度
	飼料用 431万トン	飼料用 30～40万トン程度
	援助用 313万トン	援助用 10～20万トン程度
	在庫 73万トン	

（単位：玄米ベース）

- 注1：「輸入数量」は、平成27年10月末時点の政府買入実績。また、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した15万トンが含まれる。
- 注2：「主食用」は、主に外食産業などの業務用。
（※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用（136万トン）、飼料用等（150万トン）に活用。）
- 注3：「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
- 注4：「在庫」は、平成27年10月末時点の数量。
- 注5：在庫73万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

TPPによる状況変化(米)

国別枠の設定



政府備蓄米の運営見直し

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○ 政府備蓄米の放出の考え方

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成27年11月策定） （抜粋）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

ＴＰＰに関連した国内対策について

平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」より抜粋したものに、対策の対象品目を追記。

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策) (P13~14掲載)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

→【機械・施設の導入、金融支援措置は耕種作物・畜産物。大区画化・汎用化は耕種作物。担い手の収益力向上は、麦、大豆、加工用米等を除く耕種作物。】

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

→【耕種作物(技術開発、農林漁業成長産業化支援機構の活用は農林水産物全体)】

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

→【畜産物】

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

→【農林水産物全体】

○合板・製材の国際競争力の強化

(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)

→【林産物】

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船

漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)

→【水産物】

○消費者との連携強化

(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

→【農林水産物全体】

○検討の継続項目

(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方を見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連) (P 8 掲載)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。